

食料・農業・農村をめぐる現状と課題

1. 我が国の食料・農業・農村をめぐる現状

(1) 食料

- ①世界の食料需給
- ②我が国の食料消費の変化と食料自給率の推移
- ③安全・安心に対する関心の高まり
- ④食品産業・食品流通をめぐる現状
- ⑤食品の輸出入をめぐる現状

(2) 農業

- ①農業経営体・新規就農の動向
- ②農業生産構造の動向
- ③農業経営の動向
- ④農地の動向

(3) 農村

(4) 多面的機能

- ①環境保全への取組
- ②地域資源をめぐる現状

2. 食料・農業・農村に関する施策の動向

(1) 新基本法以降の農政の流れ

- ①基本法から新基本法へ
- ②基本計画
- ③経営展望・構造展望
- ④新基本法農政の進展
- ⑤食と農の再生プラン

(2) 食の安全と安心の確保

(3) 農業の構造改革の加速化

- ①米政策改革
- ②農地制度の見直し
- ③農協系統組織の改革

(4) 都市と農山漁村の共生・対流の推進

(5) バイオマス・ニッポン総合戦略

3. 世界の農産物貿易ルール交渉

(1) WTO農業交渉とFTA

(2) 我が国の農業改革と農業貿易交渉

(3) WTO農業交渉に際しての各国の対立

(4) FTAの議論に際しての基本的考え方

平成15年12月9日

農 林 水 産 省

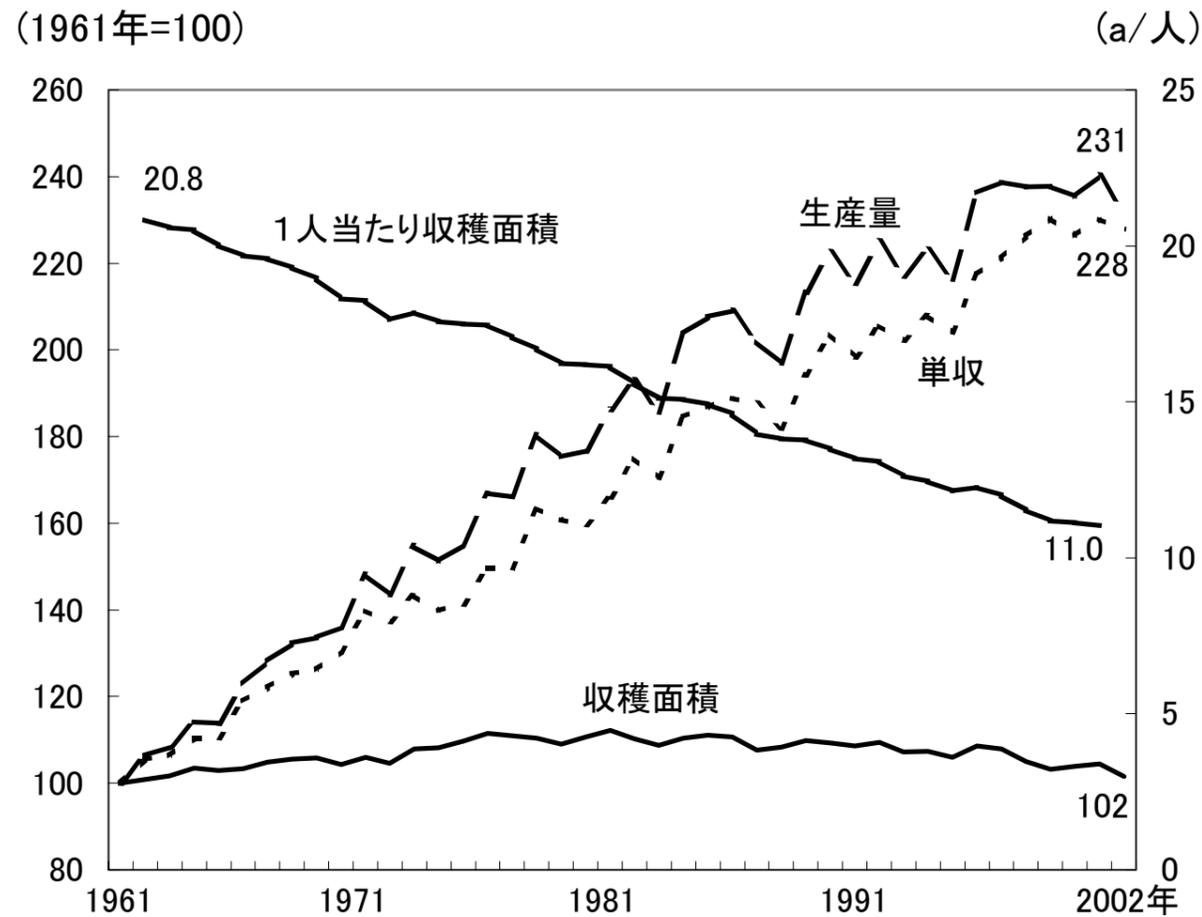
1. 我が国の食料・農業・農村をめぐる現状

(1) 食料

① 世界の食料需給

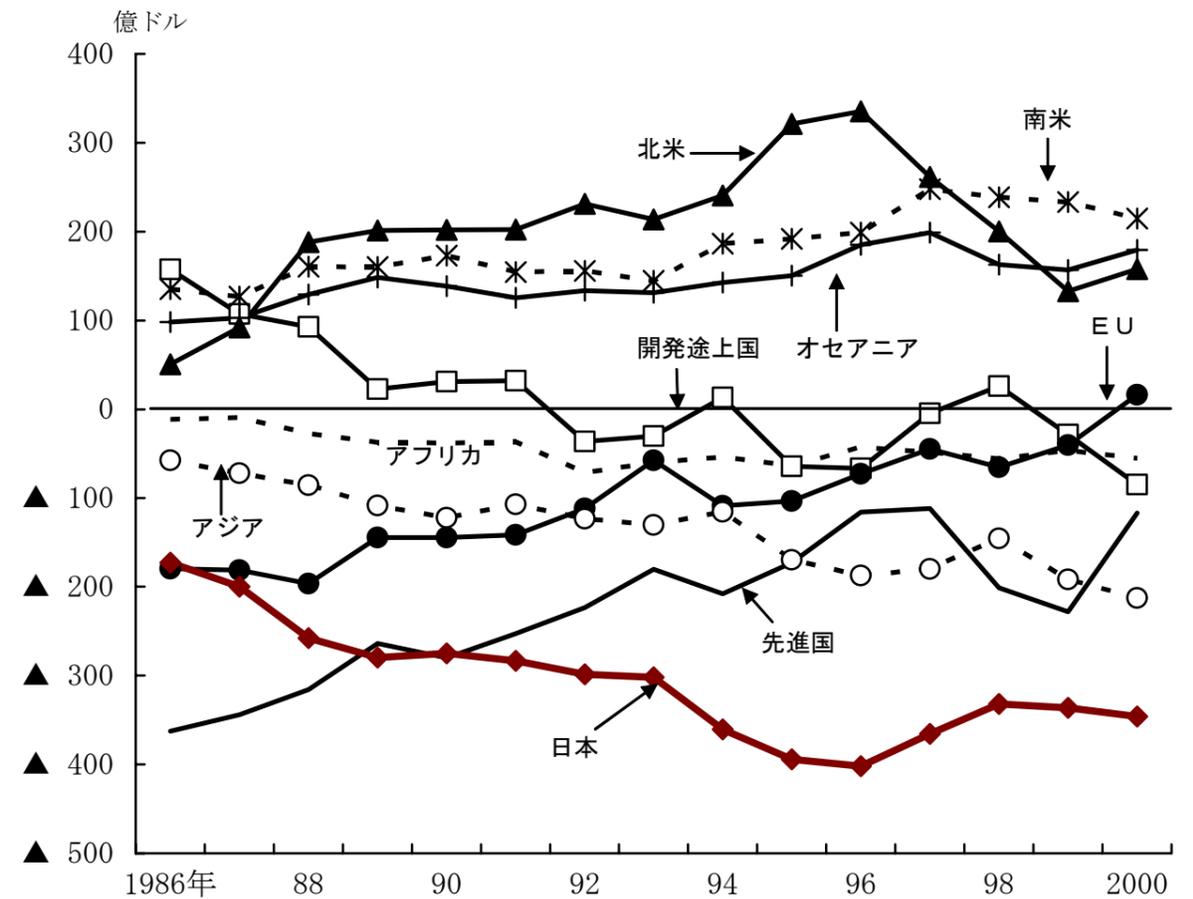
- 世界の人口は、開発途上国を中心に急増しており、2050年には89億人に達すると推計されている。その中で、一人当たり収穫面積は一貫して減少傾向にあるとともに、単収の伸びは鈍化傾向で推移しており、中長期的に見れば、世界の食料需給はひっ迫する可能性も指摘されている。
- 世界の農産物貿易の動向を見ると、北米やオセアニア等の輸出地域と日本をはじめとしたアジア等の輸入依存地域の2極分化が鮮明になるとともに、南米を除く開発途上国の農産物貿易収支の悪化が明瞭になってきている。

○世界の収穫面積と1人当たりの収穫面積、単収の推移



資料:FAO「FAOSTAT」

○地域別農産物貿易収支額の推移

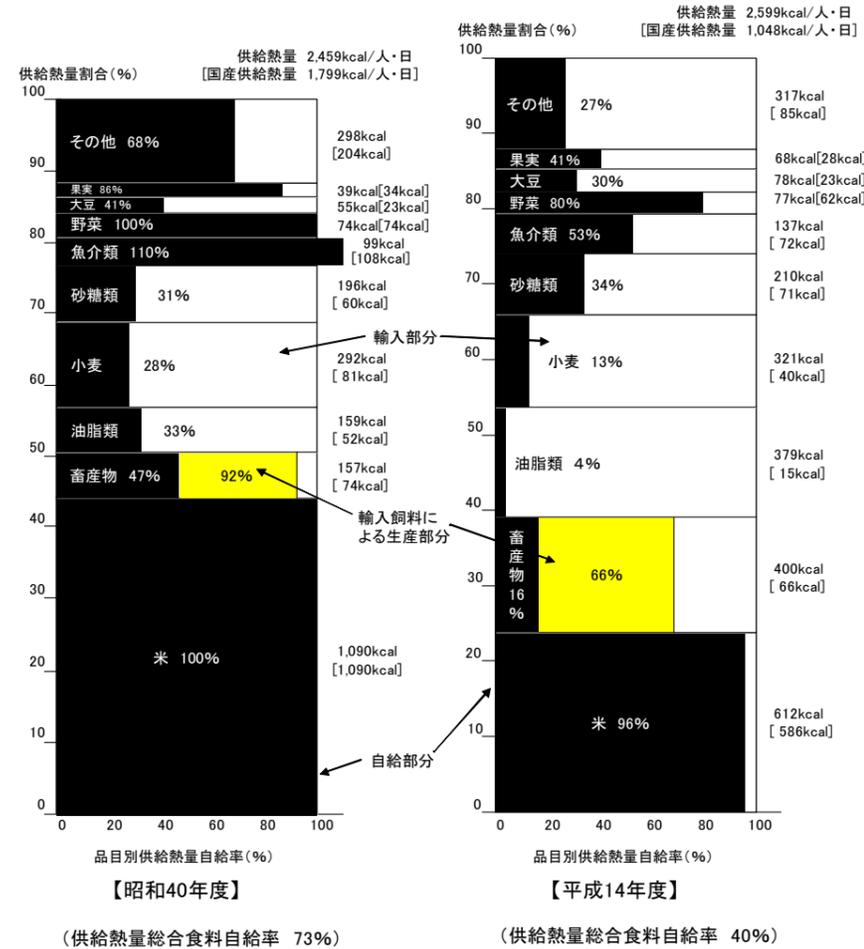


資料:FAO「FAOSTAT」
 注:1) 貿易収支額=輸出額(FOBベース)-輸入額(CIFベース)
 2) EU及び先進国はEUの域内流通を除いた数値である。アジアは、中国、日本及び旧ソ連(アジア地域)を除いた数値である。

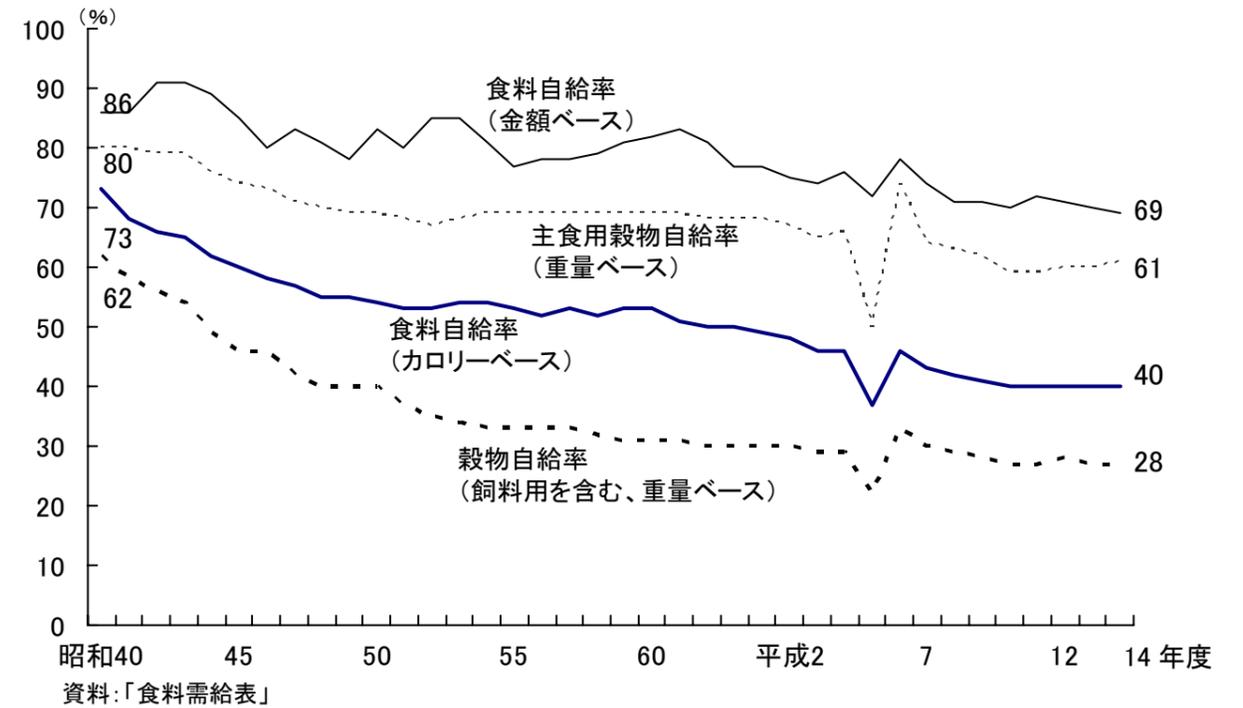
②我が国の食料消費の変化と食料自給率の推移

- 我が国の食料消費を見ると、量的には飽和する中で、米の減少と畜産物・油脂類の増加が進むとともに、食の外部化が進んでいる。
- こうした中で、食料自給率は、ほぼ一貫して低下傾向にあり、主要先進国中最も低い水準となっている。なお、平成10年度以降は5年連続して横ばい(カロリーベース)となっている。

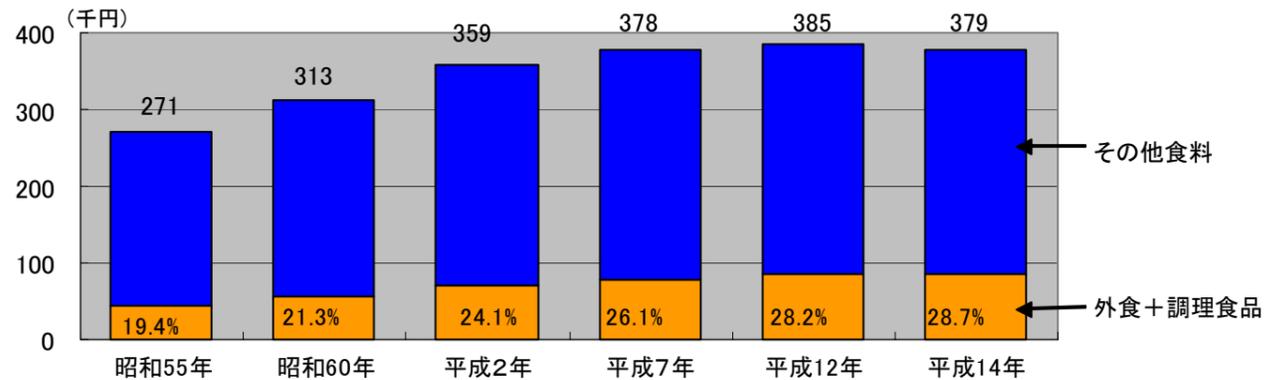
○供給熱量の構成変化と品目別供給熱量自給率



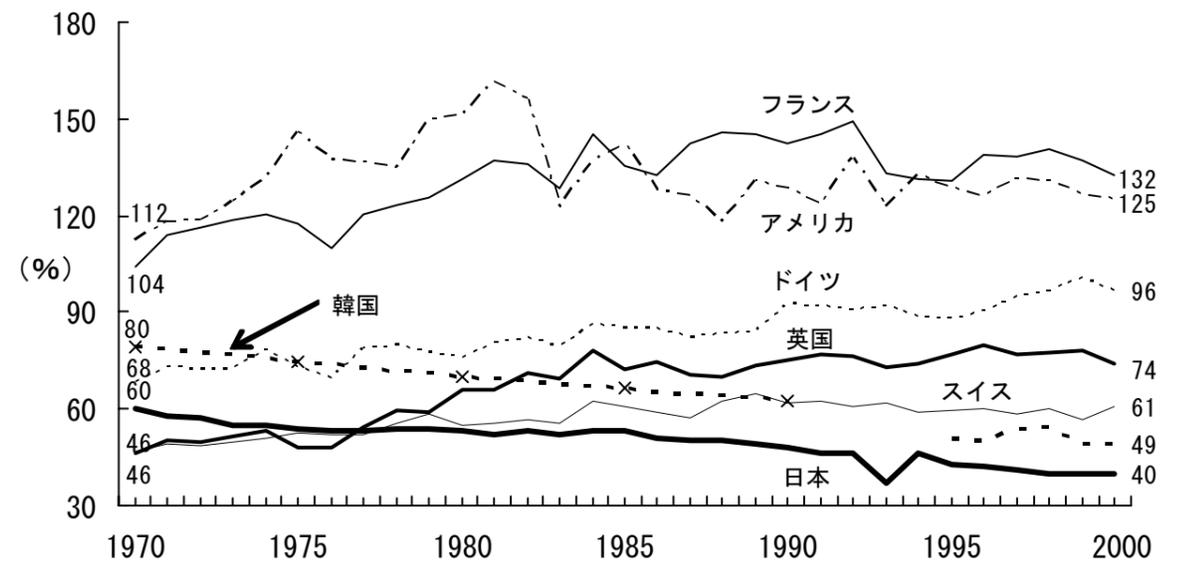
○我が国の食料自給率の推移



○食料支出に占める外食・調理食品の支出の推移 (1人当たり年間の支出金額)



○日本と諸外国の食料自給率(カロリーベース)の推移

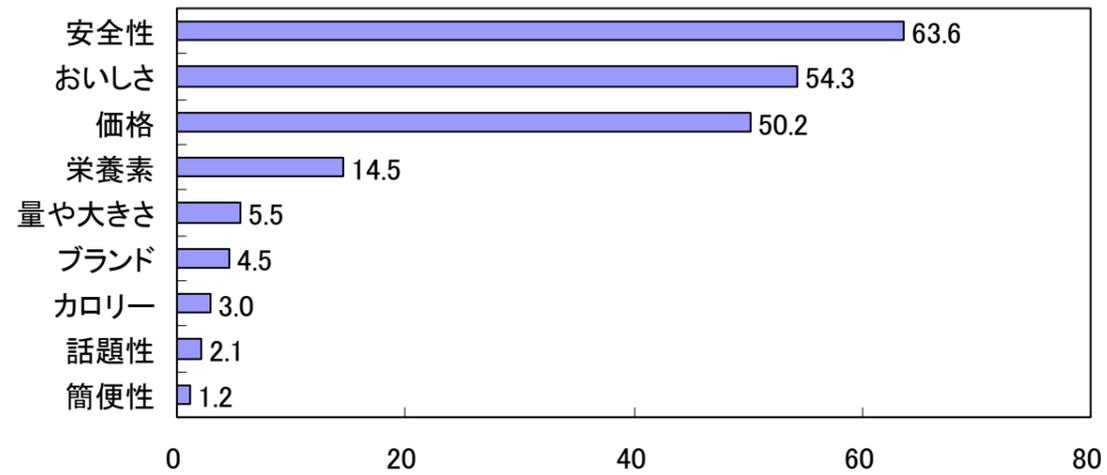


注: 1) フランス、アメリカ、ドイツ、英国、スイスについてはFAO「FoodBalanceSheets」等を基に農林水産省で試算(1970年~2000年)
 2) 韓国については、韓国地方経済研究所「KoreanFoodBalanceSheet2000」による(1970、1980、1990及び1995~2000年)。なお1990年以前と1995年以降では算出方法が異なるため、データは連続しない。

③安全・安心に対する関心の高まり

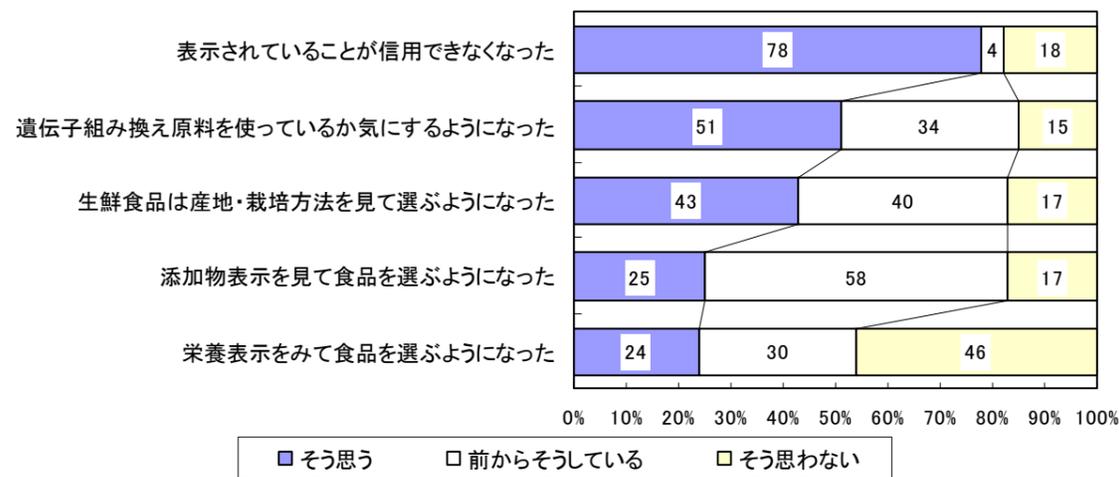
○ 消費者の食の安全・安心に対する関心が高まっている中で、近年、牛海綿状脳症(BSE)の発生、度重なる食品の不正表示問題の発覚、国内での無登録農薬の流通及び使用などの問題が生じ、食品の安全や品質に対する信頼を根底から揺るがす事態を招いている。

○ 食品購入時における消費者の意識・関心



資料：農林漁業金融公庫「平成14年度第1回消費者動向等に関する調査（食品表示に関するアンケート調査）」（平成14年6～7月調査）

○ 食品表示への姿勢の変化



資料：内閣府「食品表示に関する消費者の意識調査」（平成14年度消費者の意識調査）

○ 最近の食品事故等の事例

発成年月	事故内容
8年 5月	岡山県及び大阪府においてO157食中毒が発生し、患者数約1万人。原因食材として「かいわれ大根」が疑われ、その他野菜の需要にも影響。
10年 5月	北海道産「醤油漬けイクラ」によるO157食中毒が東京都、千葉県、神奈川県、富山県及び大阪府で発生。
11年 2月	所沢産茶葉に含まれていたダイオキシンに関する一部報道により、埼玉県産野菜等の販売に影響。
11年 3月	青森水産加工業者が出荷した「イカ加工品」によるサルモネラ菌食中毒が発生し、46都道府県で約1500名の患者が発生。
11年夏	全国的に魚介類の腸炎ビブリオ菌による食中毒が多発。
11年 9月	茨城県東海村の核燃料施設で臨海事故が発生し、地元農産物の販売に影響。
12年 6月	低脂肪乳等の黄色ブドウ球菌毒素による食中毒が近畿地方で発生し、1万5千人弱の患者が発生。
12年夏	食品の異物混入等が多数報道され、大規模な自主回収措置等を実施。
12年10月	一部消費者団体が安全性未審査の遺伝子組換えトウモロコシ「スターリンク」を食品から検出した旨を発表。日米において混入防止策等を実施。
13年 5月	スナック菓子等に安全性未審査の遺伝子組換えジャガイモ「ニュー・リーフ・プラス」等が混入し、大規模回収。
13年 9月～	国内で初めての牛海綿状脳症(BSE)の牛が発見され、食肉消費に大きな影響。
13年12月～	中国国内での野菜の残留農薬汚染問題が報道され、検査を強化。中国産冷凍ホウレンソウの1割弱が残留農薬基準値(クロルピリホス等)を超過する事実が判明。
14年 2月～	大手食品メーカーによる牛肉の原産地等の不正表示問題が発覚。その後、食品の不正表示事件が次々と表面化。
14年 8月	発ガン性等がある無登録農薬「ダイホルタン」等が違法に輸入、販売、使用されていた事実が判明し、その後、32県で農産物を回収・廃棄。
15年 4月	トラフグ養殖におけるホルマリンの不正使用が発覚

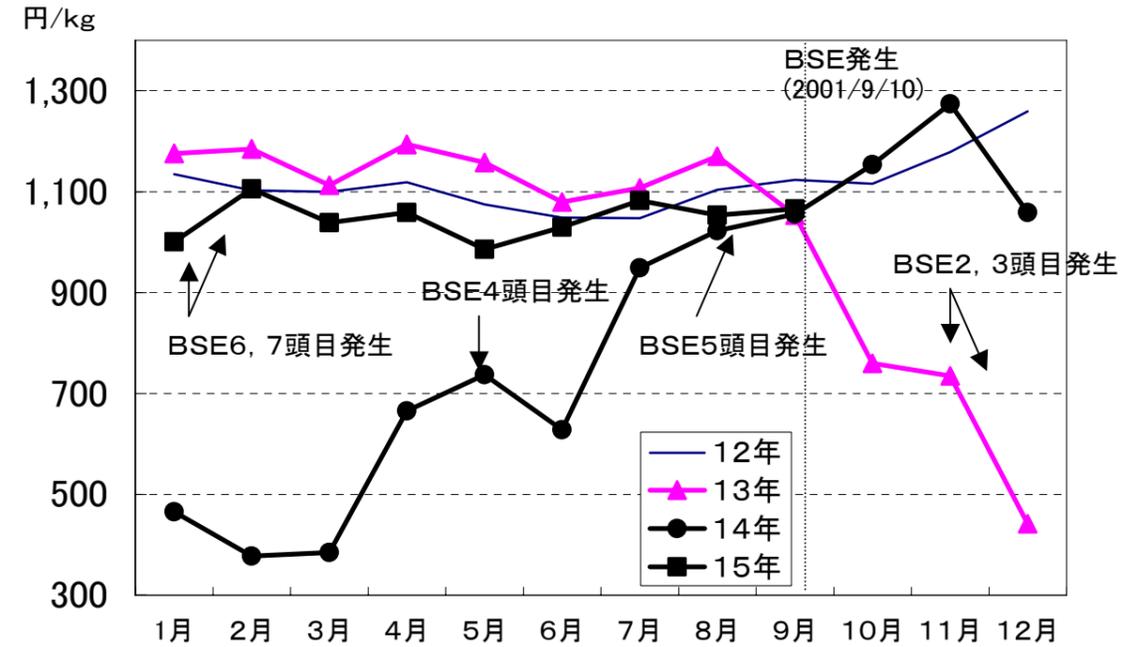
(参考)BSEについて

○BSE感染牛発生からの経過と主な対応

平成13年	
8月6日	千葉県食肉衛生検査所が当該牛を「敗血症」と診断。食肉には不適として、頭部以外は全部廃棄、化製場へ回る。同県家畜保健衛生所がBSEサーベイランスの対象として当該牛の頭部を引き取り。
24日	同家畜保健衛生所が当該牛の脳について空胞を発見。
9月10日	(独)動物衛生研究所が陽性を確認。農林水産省がBSEが疑われる牛の確認を公表。
18日	牛由来肉骨粉の牛への給与禁止義務付け。
19日	厚生労働省が30ヶ月齢以上の全ての牛についてBSE検査を行うことを公表。これにあわせて農林水産省は実施体制が整うまで30ヶ月齢以上の牛の出荷繰り延べを指導。
21日	英国獣医研究所から、BSEである旨の最終判定が下る。
27日	厚生労働省はと畜・解体時に牛の特定部位(脳、眼、せき髄及び回腸遠位部)を除去し焼却することを指導。
10月1日	農林水産省は肉骨粉等の飼料・肥料としての輸入・製造・出荷の一時全面停止を公表(4日から実施)
9日	厚生労働省が30ヶ月齢未満も含め全ての牛についてBSE検査を行うことを公表。翌日には、農林水産省が30ヶ月齢未満も含めた全ての牛の出荷繰り延べを指導。
15日	飼料安全法に基づき、肉骨粉等を含むすべての家畜用飼料の製造・販売・家畜への給与を法的に禁止。
18日	と畜される全ての牛についてBSE検査を開始。 と畜場において食肉処理された全ての牛の特定部位を除去・焼却することの法的義務付け。 BSEに感染していないことが証明された安全な牛の肉等しか市場に出回らないシステムを確立。
11月21日	北海道のと畜場に搬入された牛のうちの1頭について、BSEであるとの確定診断。 (我が国で2例目となるBSE感染牛が確認)
12月2日	埼玉県のと畜場に搬入された牛のうちの1頭について、BSEであるとの確定診断。 (我が国で3例目となるBSE感染牛が確認)
平成14年	
5月13日	北海道のと畜場に搬入された牛のうちの1頭について、BSEであるとの確定診断。 (我が国で4例目となるBSE感染牛が確認)
6月7日	BSE対策特別措置法が成立。
7月4日	BSE対策特別措置法が施行。
8月23日	神奈川県のと畜場に搬入された牛のうちの1頭について、BSEであるとの確定診断。 (我が国で5例目となるBSE感染牛が確認)
平成15年	
1月20日	和歌山県のと畜場に搬入された牛のうちの1頭について、BSEであるとの確定診断。 (我が国で6例目となるBSE感染牛が確認)
23日	北海道のと畜場に搬入された牛のうちの1頭について、BSEであるとの確定診断。 (我が国で7例目となるBSE感染牛が確認)
4月	24ヶ月齢以上の死亡牛のBSE検査開始。
6月4日	「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」が成立(公布が11日)
9月30日	BSEの感染源・感染経路に関する疫学的検討結果の取りまとめ。
10月7日	茨城県のと畜場に搬入された牛のうちの1頭について「非定型的なBSE」であるとの確定診断。
11月4日	広島県のと畜場に搬入された牛のうちの1頭について、BSEであるとの確定診断。

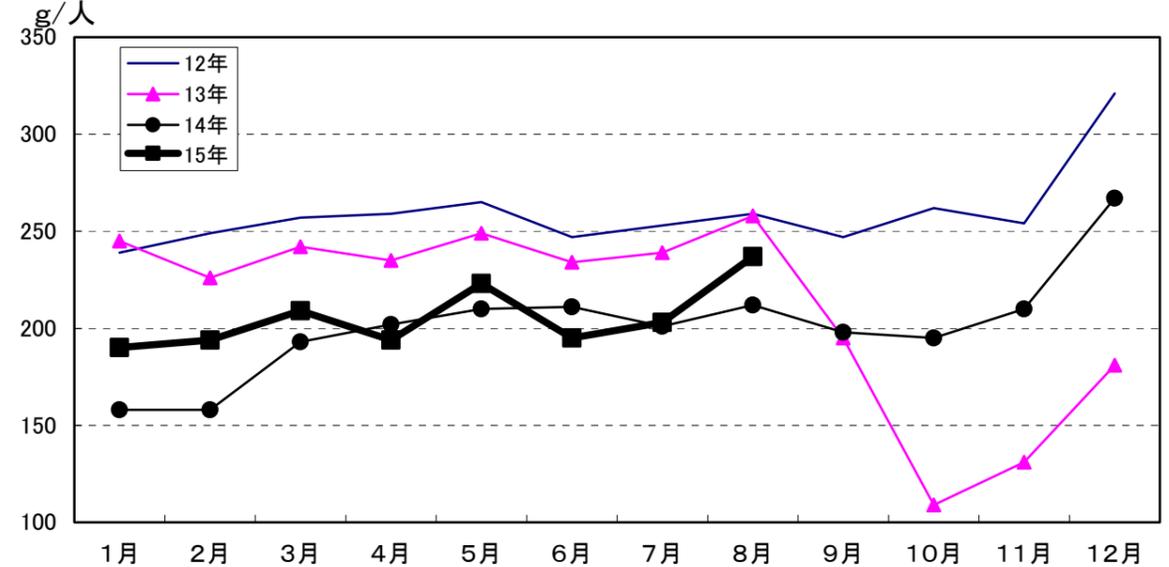
○牛枝肉卸売価格の推移

(東京・大阪中央卸売市場における去勢和牛・乳用肥育去勢牛などのB2・B3規格の加重平均)



資料:農林水産省「畜産物流通統計」

○牛肉の家計消費量(1人当たり購入数量の推移)



資料:総務省「家計調査報告」

注:1世帯当たりの購入数量を世帯人数で除して求めた数値である。

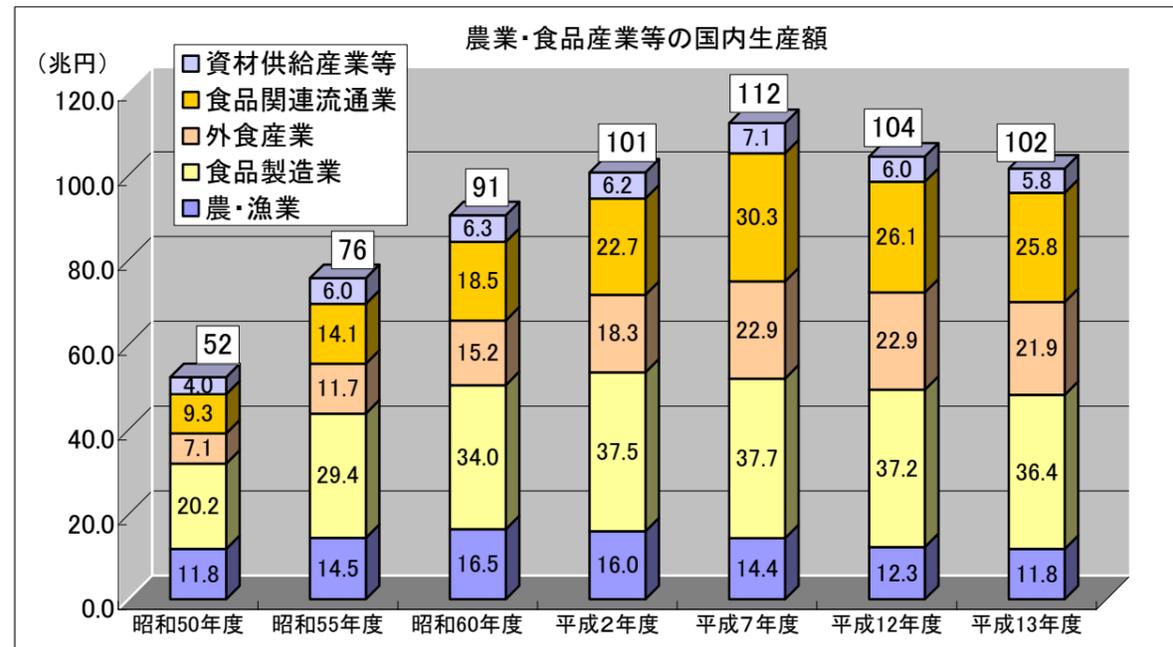
BSE(牛海綿状脳症)

- 1) 1986年に英国で初めて確認された牛の病気。この病気にかかった牛は、異常プリオンの増殖によって脳の神経細胞が死滅して空胞になり、スポンジ状になる。感染後2~8年の潜伏期間の後発病し、麻痺、起立不能、歩行困難などをおこし、最終的には死亡する。
- 2) 牛などの動物実験で脳、せき髄、眼及び回腸遠位部以外の部分から感染したという事例はない。国際獣疫機関(OIE)の基準でも、牛肉、牛乳、乳製品はBSE感染性はなく安全とされている。
- 3) 我が国では、平成13年10月18日以降、①出荷される全ての牛についてBSE検査を実施、②と畜場では特定部位は全て除去し、焼却、③農場において、中枢神経症状を示すなどBSEが疑われる牛についてBSE検査の実施などにより、BSEにかかった牛が食用としても飼料原料としても一切出回ることのない対策がとられている。

④食品産業・食品流通をめぐる現状

- 食品産業は、国内生産額及び就業者総数の約10%を占める産業となっている。特に一部の道県では、食品製造業の出荷額や就業者数が製造業全体の4割以上を占めており、地域経済において重要な産業である。
- 食品産業においては、国内農業との連携への関心は高く、地域ブランド化や地元食材の外食向け加工化などの取組が進められている。
- 生鮮食料品の流通コストは、我が国は米国と比べ、卸・輸送等の中間経費で約1.3～1.5倍程度、小売経費で約1.5～3倍程度高くなっている。

○我が国の食をめぐる経済規模



	食品産業	全産業	シェア
国内生産額	84兆円	931兆円	9%
就業者数	797万人	6,289万人	13%

○各都道府県の製造業全体に占める食品製造業のシェア(H12)

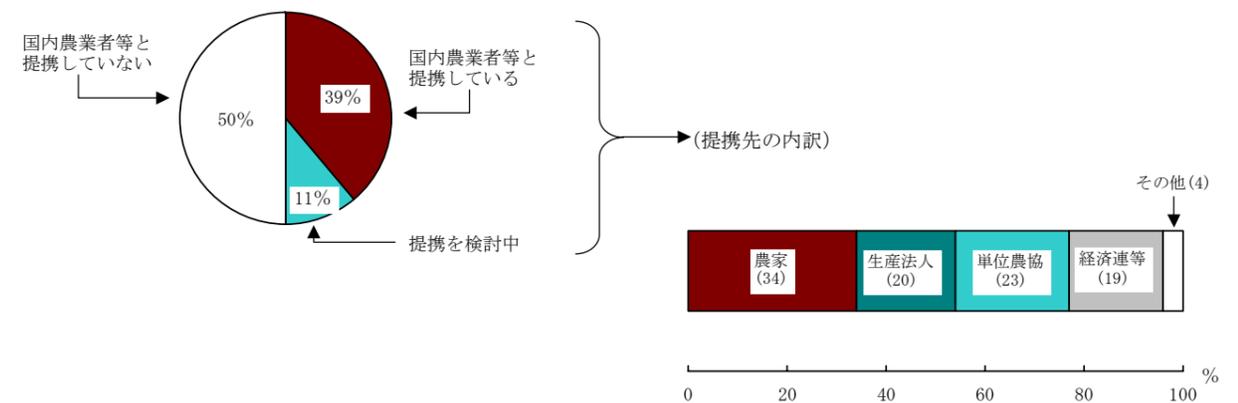
割合	出荷額	従業者数
4割以上	鹿児島	沖縄、北海道
3割以上	北海道、沖縄、宮崎	鹿児島
2割以上	青森、佐賀、宮城、岩手、鳥取	青森、長崎、宮城、宮崎、佐賀、岩手、香川、高知

出荷額2割以上の都道府県数 10 (H7) → 11 (H11) → 9 (H12)

従業者数2割以上の都道府県数 9 (H7) → 11 (H11) → 11 (H12)

資料: 経済産業省「工業統計表(産業編)(平成12年)」

○食品製造業と国内農業者等との提携



資料: 農林水産省「食品生産製造提携事業に関する食品製造業の意識調査」(13年5～6月調査)

注: 1) 全国の地方食品産業協議会の会員等を対象とし、有効回答法人数は357法人である。

2) 「提携」とは、自らまたは仲介業者を介して特定の農家、農協等から特別の約束のもとに継続的に農産物等を調達している状況である。

○生鮮食料品の流通マージンの比較

品目	国	生産者受取価額	中間経費	小売経費
レタス(円/kg)	日本	153(34%)	65(15%)	226(51%)
	米国	35(21%)	47(28%)	87(51%)
りんご(円/kg)	日本	226(47%)	98(21%)	152(32%)
	米国	48(23%)	75(36%)	88(42%)
トマト(円/kg)	日本	253(42%)	114(19%)	239(39%)
	米国	66(23%)	75(26%)	150(52%)
牛肉(円/100g)	日本	154(41%)	77(21%)	142(38%)
	米国	33(49%)	8(12%)	26(39%)

資料: 「日米流通マージン比較調査」

注: 1) 95-97年の平均であり、品目は抜粋である。

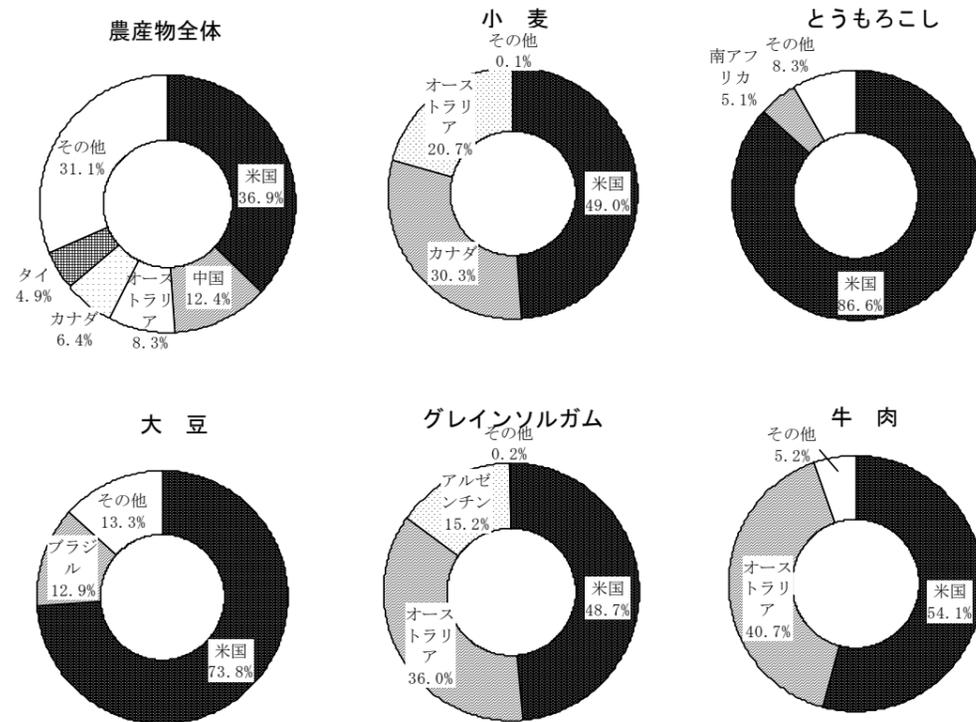
2) 日本の数値は総務省「小売物価統計調査」等、米国の数値はUSDA資料等により試算したものである。

3) 為替レートは、インターバンク月中央平均3ヶ月(95-97年)の単純平均であり、107.90円/ドルである。

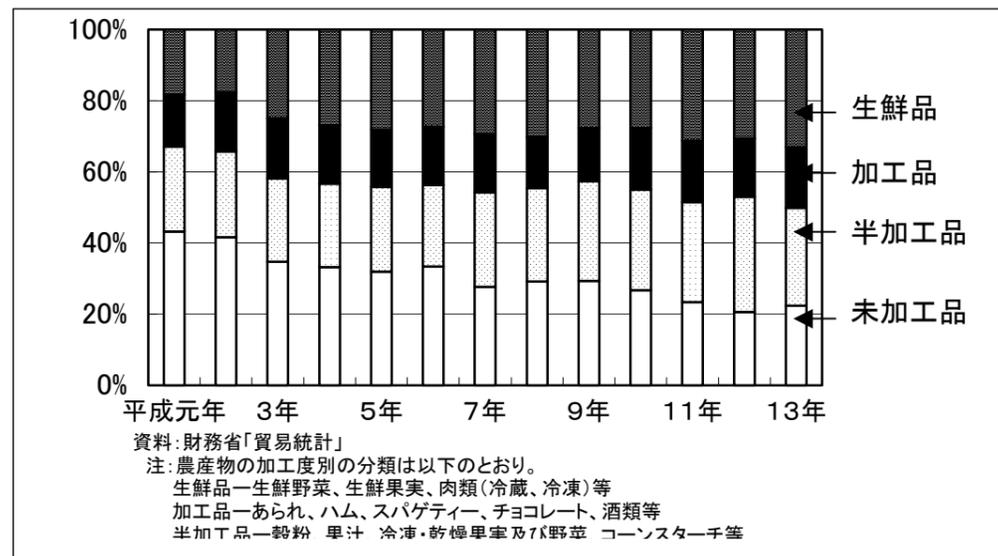
⑤食品の輸出入をめぐる現状

- 我が国の主な農産物の輸入相手国については、小麦やとうもろこし等輸入金額の多い農産物は特定国への依存が顕著であり、上位2カ国で約8～9割を占めている。また、農産物輸入形態は従来の素材型農産品(穀物、綿等)の輸入から生鮮・加工型へシフトしている。
- ここ10年間の輸出額の伸びが50%以上の品目は、ホタテ貝(2.5倍)、りんご(2.7倍)、緑茶(3.2倍)等である。また、台湾のWTO加盟による輸入数量制限の撤廃等により、2002年のりんごの輸出額は前年の4.3倍(27億円)に拡大したほか、台湾への日本なしの輸出も順調に増加している。

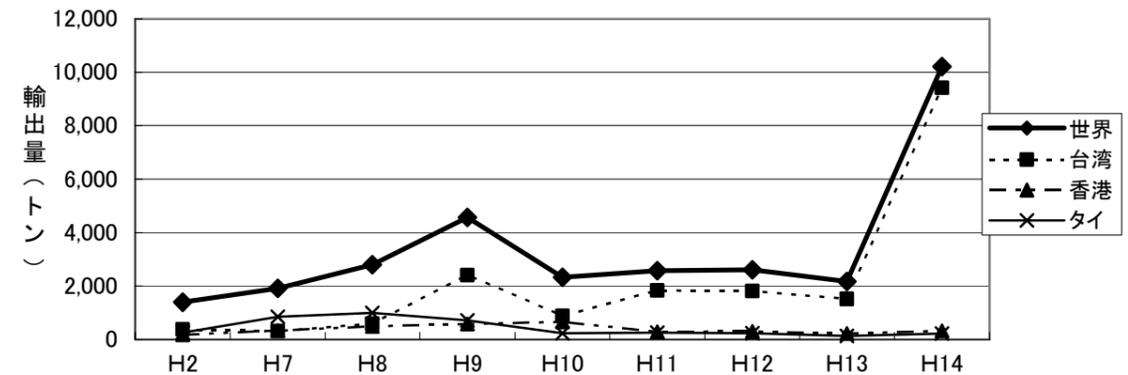
○我が国の主要農産物の国別輸入割合



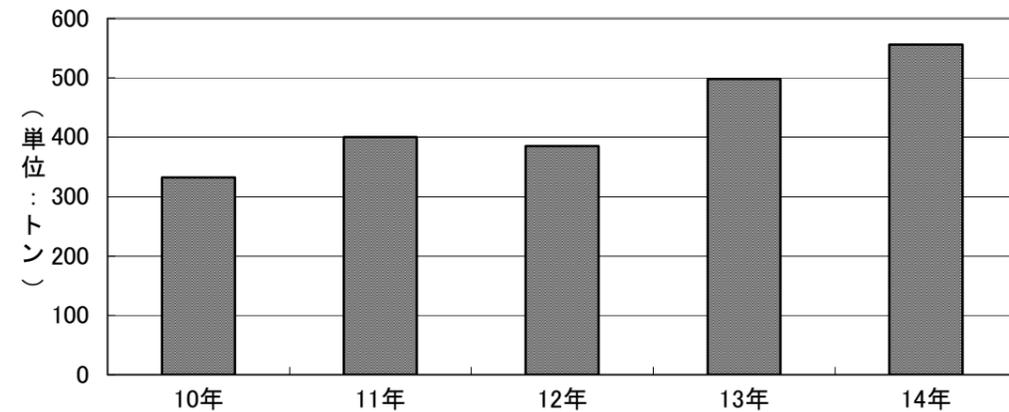
○我が国の加工度別食料品輸入の推移



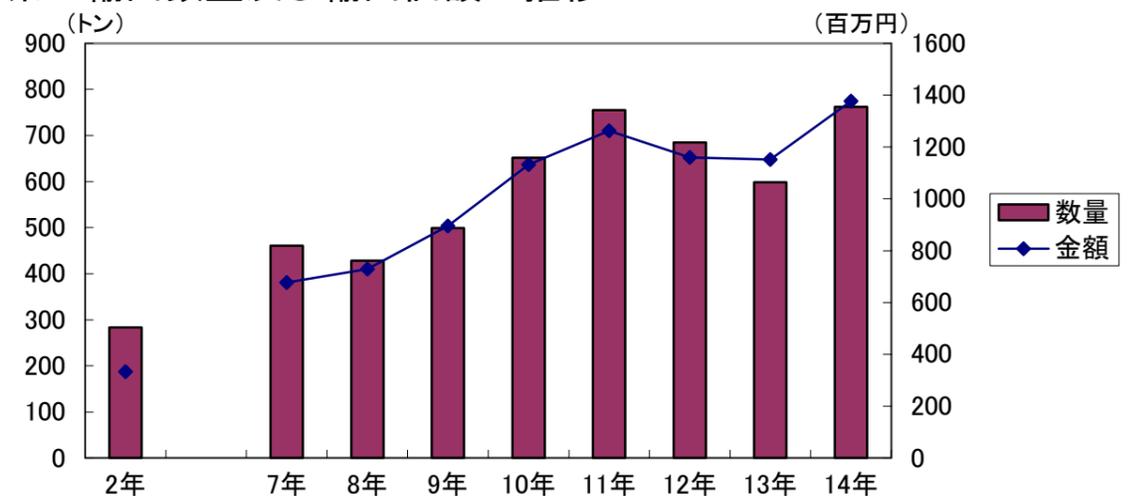
○りんごの輸出数量の推移



○日本なしの輸出数量の推移(対台湾)



○緑茶の輸出数量及び輸出価額の推移



(2) 農業

① 農業経営体・新規就農の動向

- 農家戸数、農業就業者数は、一貫して減少するとともに、農業就業者の高齢化が進展しつつある。
- 農業生産法人数は増加しており、平成13年3月からは、株式会社形態の農業生産法人も認められている(平成15年8月現在56社)。
- 近年の経済・雇用情勢の悪化、職業観の変化や自然志向の高まりを背景に、平成2年以降、新たに農業に就業する者は増加傾向にある。特に、非農家子弟については、農業法人が受け皿としての役割を果たしている。

○ 農家戸数と農業就業人口の推移

	昭35年	40	45	50	55	60	平2年	7	11	12	13	14	15
農家戸数(万戸)	606	566	540	495	466	438	383	344	324	312	307	303	298
専門農家(%)	34.3	21.5	15.6	12.4	13.4	14.3	15.4	16.0	17.5	18.2	18.9	19.5	20.1
兼業農家(%)	65.7	78.5	84.4	87.6	86.6	85.7	84.6	84.0	82.5	81.8	81.1	80.5	80.5
農業就業人口(万人)	1,454	1,151	1,035	791	697	636	565	490	384	389	382	375	368
うち65歳以上人口(万人)			182	166	171	185	202	227	197	206	207	208	207

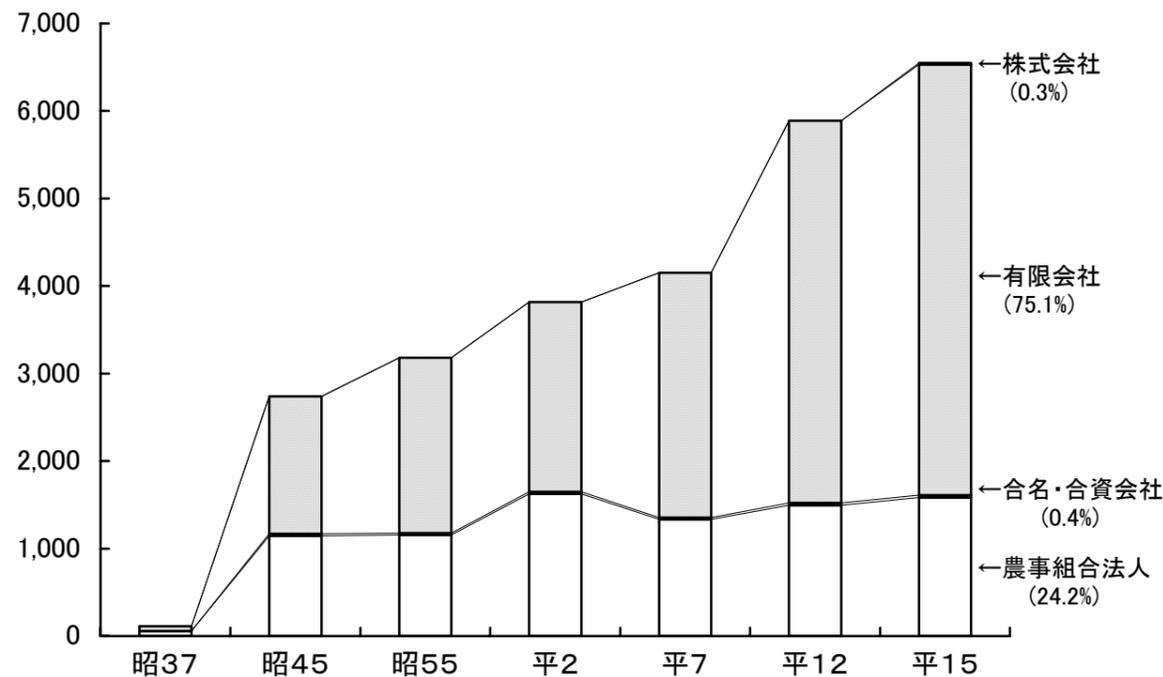
資料: 農林水産省「農業センサス」、「農業構造動態調査」

注1: 平成11年～15年の農業就業人口は、販売農家の数値である。

2: 平成11年～15年の専門農家割合と兼業農家割合は、販売農家に占める割合である。

- 専門農家: 世帯員のうち兼業従事者が一人もいない農家
- 兼業農家: 世帯員のうち兼業従事者が一人以上いる農家
- 販売農家: 経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家

○ 農業生産法人の推移



資料: 農林水産省経営局構造改善課調べ(各年1月1日現在)

○ 新規就農者等の推移

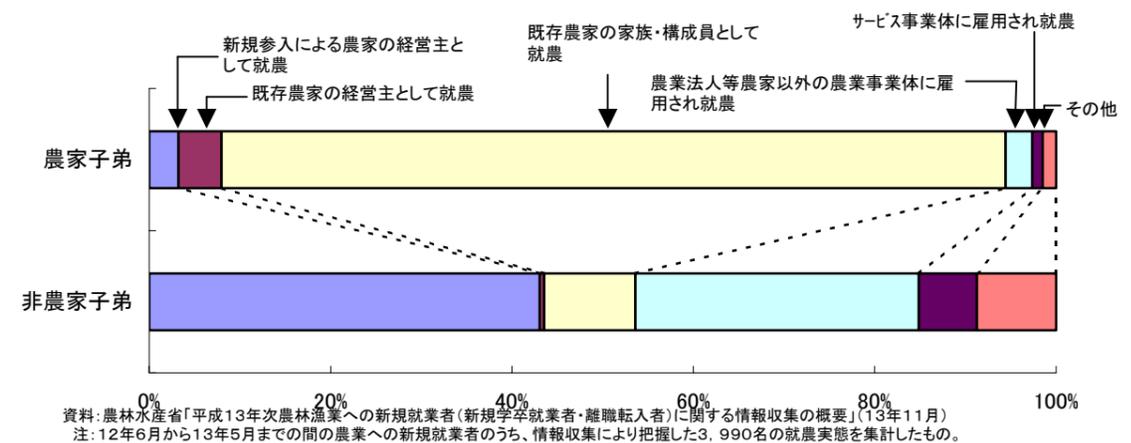
	新規就農者			新規就農青年 ①+② (千人)
	うち新規学 卒就農者 ① (千人)	うち離職就 農者 (千人)	うち39歳以下 の離職就農者 ② (千人)	
昭和60年	93.9	4.8	89.1	20.5
平成2年	15.7	1.8	13.9	4.3
7	48.0	1.8	46.2	7.6
8	50.9	2.0	48.9	8.5
9	56.7	2.2	54.5	9.7
10	64.2	2.2	62.0	11.1
11	65.4	2.0	63.4	11.9
12	77.1	2.1	75.0	11.6
13	79.5	2.1	77.4	11.7
14	79.8	2.2	77.6	11.9

資料: 農林水産省「農業センサス」、「農業構造動態調査」

注: 1) 新規学卒就農者とは、新規学卒者のうち主に自営農業に従事したものであり、2年以前は総農家、7年以降は販売農家の数値である。

2) 離職就農者とは、離職等により就業状態が「勤務が主」から「農業が主」となった者(在宅、Uターンを問わない。)である。

○ 新規就農者の就農先別割合



資料: 農林水産省「平成13年次農林漁業への新規就業者(新規学卒就業者・離職転入者)に関する情報収集の概要」(13年11月)
注: 12年6月から13年5月までの間の農業への新規就業者のうち、情報収集により把握した3,990名の就農実態を集計したもの。

②農業生産構造の動向

- 農業経営規模は、畜産などでは拡大が進展したが、稲作等の土地利用型農業においては拡大のテンポが穏やかで、北海道を除くと小規模経営が多い。
- 畜産をはじめほとんどの品目で主業農家への生産の集中が顕著であるが、米については、構造改革が著しく遅れている。

○農家一戸当たりの平均経営規模(経営部門別)の推移

	昭35年 (A)	50	60	平14 (B)	(B/A)
経営耕地					
北海道	3.54ha	6.76	9.28	16.75	4.7 (14/35)
都府県	0.77ha	0.8	0.83	1.22	1.6 (14/35)
部門別(全国)					
水稻(a)	55.3	60.1	60.8	85.3	—
乳用牛(頭)	2.0	11.2	25.6	55.7	27.9
肉用牛(頭)	1.2	3.9	8.7	27.2	22.7
養豚(頭)	2.4	34.4	129	961.2	400.5

資料: 経営耕地、水稻については「農(林)業センサス」、「農業構造動態調査」、畜産部門については「畜産統計」、「家畜の飼養動向」
 注: 1) 水稻の14年の数値は販売目的で水稻を作付けした農家の数値である。
 2) 平成14年の数値は販売農家(経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額50万円以上の農家)の数値である。

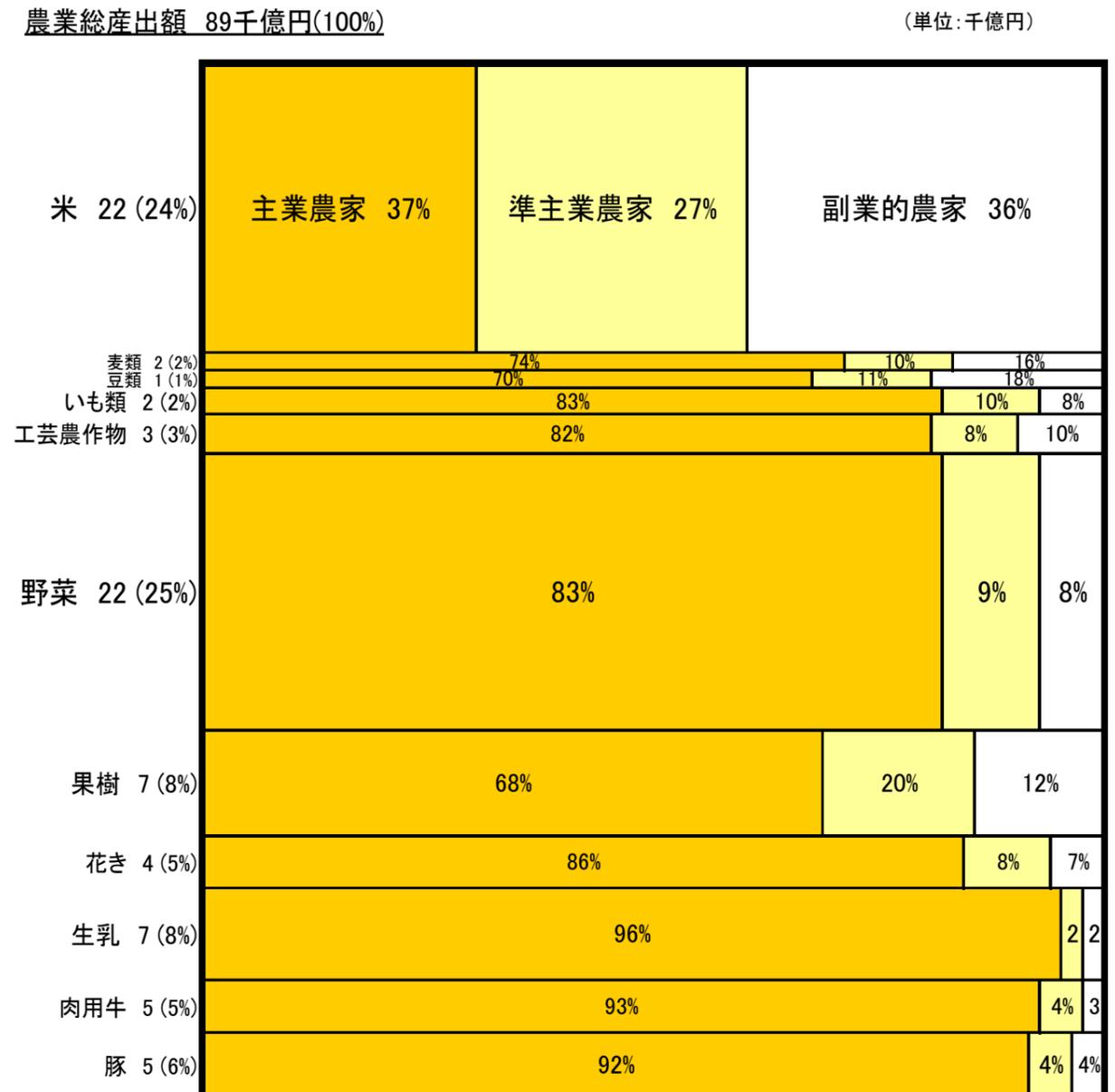
○経営規模別販売農家戸数の推移

(単位:千戸)

	平成2年 (A)	平成7年	平成12年	平成15年 (B)	(B)/(A)
北海道					
20ha以上	16	17	17	17	+7%
10~20ha	16	15	13	12	-25%
10ha未満	54	42	33	30	-46%
計	86	74	63	59	-32%
都府県					
5ha以上	26	36	43	48	+83%
3~5ha	100	101	99	101	+2%
3ha未満	2,758	2,441	2,132	1,997	-28%
計	2,884	2,578	2,274	2,146	-26%

資料: 「農(林)業センサス」「農業構造動態調査報告書」

○作物・畜種別にみた農業産出額の農家類型別シェア(平成14年)



資料: 農林水産省「平成14年農業総産出額(概算)」、「2000年世界農林業センサス」、「農業経営動向統計」
 注1: 主副業別シェアは、「2000年世界農林業センサス」、「農業経営動向統計」より推計。
 注2: 産出額は概算額である。

- ・ 主業農家とは農業所得が主(農家所得の50%以上が農業所得)で、65歳未満の自営農業従事60日以上
の世帯員がいる農家である。
- ・ 準主業農家とは農外所得が主(農家所得の50%未満が農業所得)で、65歳未満の自営農業従事60日
以上の世帯員がいる農家である。
- ・ 副業的農家とは65歳未満の自営農業従事60日以上
の世帯員がいない農家である。

③農業経営の動向

ア 概況

- 農産物価格が低下するなかで、農業粗収益は減少傾向にある。他方、農業生産資材価格に大きな変化はなく、農業の交易条件指数は悪化している。
- 農家総所得は、勤労者世帯の収入を上回っているが、世帯員一人当たりで比較すると、主業農家では勤労者世帯を下回っている。

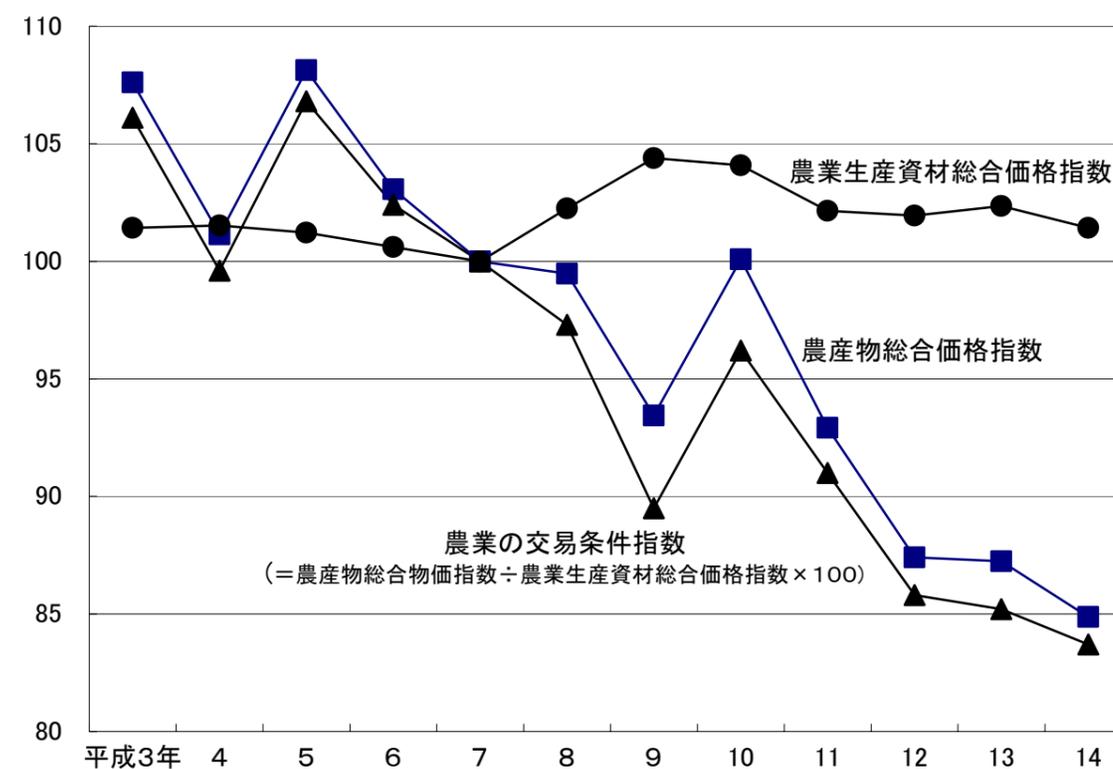
○農家経済の動向

(単位:千円)

	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年
農業粗収益	3,800.8	3,642.2	3,705.3	3,582.1	3,507.6	3,473.7	3,468.7
農業経営費	2,413.0	2,439.2	2,459.0	2,440.7	2,423.4	2,439.7	2,447.5
うち農業雇用労賃	63.9	65.1	72.3	70.9	72.5	75.8	75.3
肥料	193.8	197.2	199.1	200.7	194.4	192.6	194.4
飼料	312.2	317.0	308.6	281.8	264.5	273.1	282.6
農業薬剤	163.9	164.8	165.9	170.7	168.6	170.2	168.5
諸材料	147.5	149.0	146.2	149.0	145.6	145.8	143.3
光熱動力	132.6	137.8	130.6	131.1	140.6	142.4	141.9
農機具・農用自動車	467.1	475.5	473.5	478.3	465.9	470.7	467.1
賃貸料及び料金	182.6	188.4	188.1	195.9	204.9	210.5	217.1
農業所得	1,387.8	1,203.0	1,246.3	1,141.4	1,084.2	1,034.0	1,021.1
農外所得	5,462.3	5,472.4	5,310.6	5,130.2	4,974.6	4,750.9	4,527.2
年金・被贈等の収入	2,085.1	2,120.2	2,123.2	2,187.5	2,221.0	2,237.0	2,293.7
農家総所得	8,935.2	8,795.6	8,680.1	8,459.1	8,279.8	8,021.9	7,842.1

資料:農林水産省「農業経営動向統計」

○農業の交易条件指数(平成7年=100)



資料:農林水産省「農業物価指数」
注:農業の交易条件指数は、農業生産資材総合価格指数に対する農産物総合価格指数の比率である。

○農家世帯と勤労者世帯の所得比較(平成14年)

(単位:万円、人)

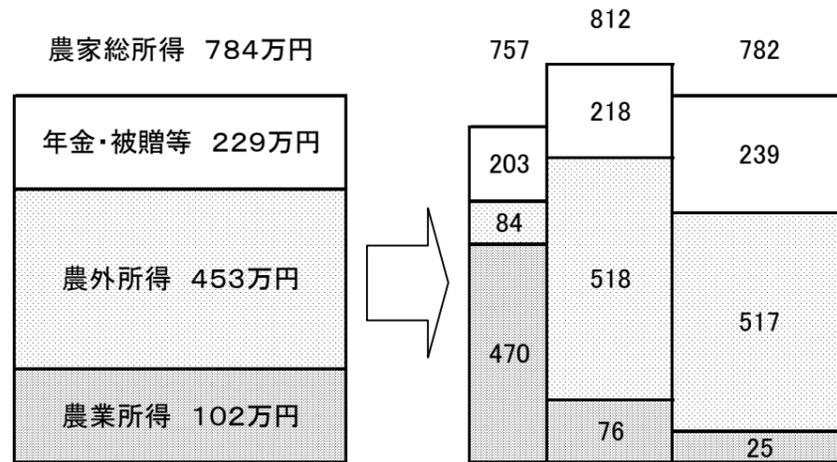
	世帯当たり所得		世帯員数		世帯員1人当たり所得
	対前年比	農業所得 (割合:%)			
勤労者世帯	645.9	-2.3%	-	3.46	186.7
販売農家	784.2	-2.2%	102.1 (13.0)	3.85	203.7
主業農家	756.6	1.0%	469.6 (62.1)	4.13	183.2
準主業農家	812.1	-5.9%	76.0 (9.4)	4.11	197.6
副業的農家	781.6	-1.8%	25.4 (3.2)	3.71	210.7

資料:農林水産省「農業経営動向統計」、総務省「家計調査」より推計

イ 農家類型、営農類型別の状況

- 主業農家の農業所得依存度は62%、家計費充足率は98%であり、いずれも準主業農家、副業的農家に比べ高い水準である。
- 営農類型別に農家総所得をみると、もっとも低い露地野菜が645万円、もっとも高い肥育牛が1,456万円となっており、類型によってばらつきが大きい。

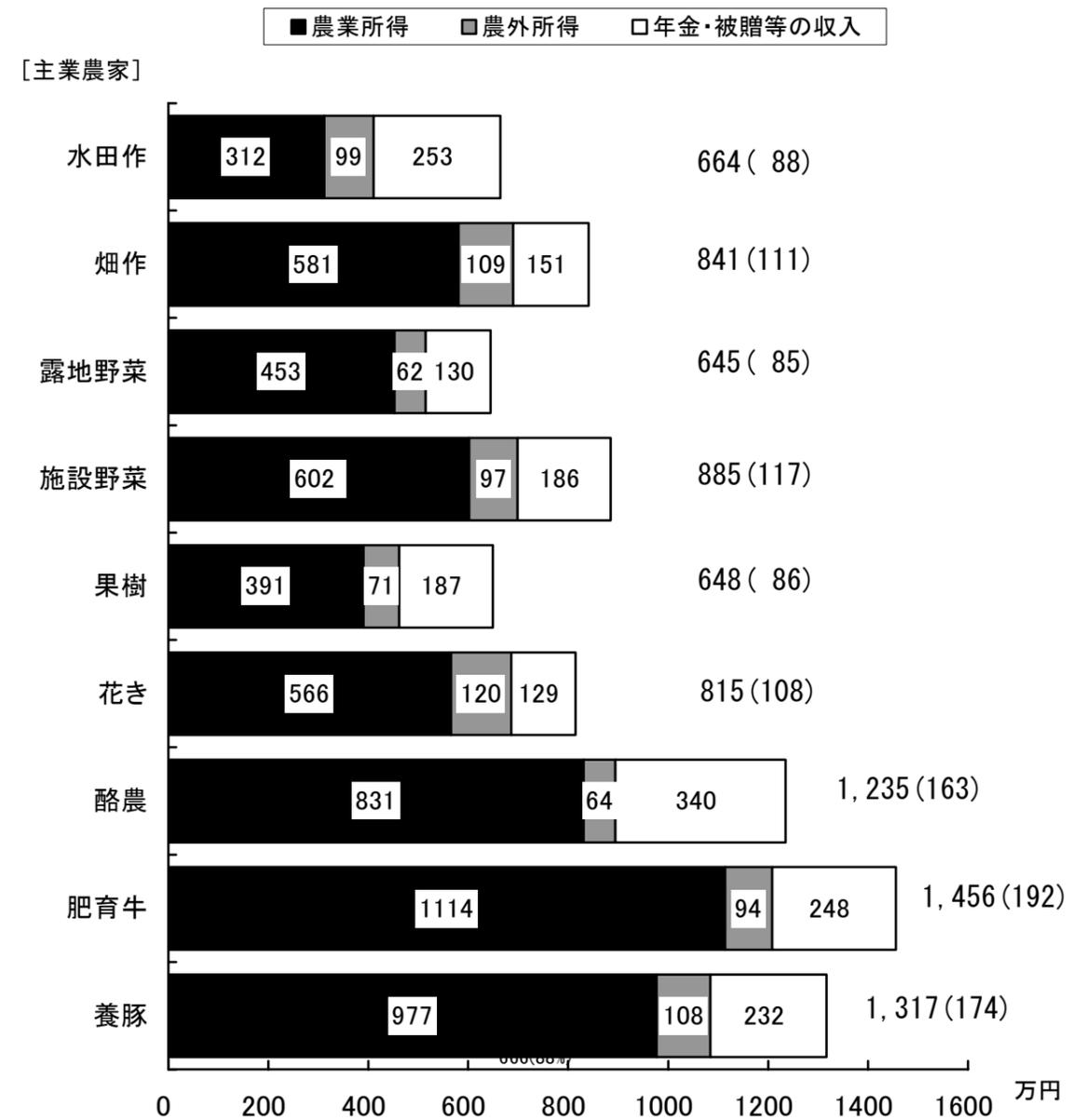
○ 農家類型別にみた農家総所得の比較



	販売農家	主業	準主業	副業的
農家数	221万戸	45	53	123万戸
農家数シェア	100%	20	24	56%
農業所得依存度	13%	62	9	3%
農業所得による家計費充足率	20%	98	14	5%

資料：農林水産省「農業経営動向統計(平成14年)」、「農業構造動態調査(平成15年)」
 注) 農業所得による家計費充足率は、農業所得を家計費で除したものである。

○ 営農類型別にみた農家総所得の比較



資料：農林水産省「農業経営動向統計(平成14年)」

- 注1：()内の数字は、主業農家平均の農家総所得(757万円)を100とした場合の比率である。
- 注2：水田作とは、稲作1位経営である。
- 注3：畑作とは、麦類、豆類、いも類、工芸農作物のいずれかが1位経営のものである。
- 注4：露地野菜から養豚については、主業農家のうち単一経営のものである。

ウ コスト構造

- 日本と米国の生産コスト(地代や資本利子を含む全算入生産費)を比較すると、米で10倍、小麦で7倍程度、日本の方が米国より高い。
- 生産・流通経費は、生産者の労働費など(所得)のほか、生産資材費、出荷経費、卸小売経費で構成されている。例えば米で見ると、小売価格全体に対して、生産者の所得が2割、生産資材費が4割、出荷経費が2割、卸小売経費が2割となっている。

○ 米60kg 当たりの生産コストの日米比較

区 分	生産コスト (円/60kg)			A/C	B/C
	日本		米国		
	全国平均 A	作付面積 10ha以上 B	全国平均 C		
全算入生産費	17,766	12,834	1,736	10.2	7.4
生産費(副産物価額差引)	14,258	9,641	1,418	10.1	6.8
費用合計	14,670	10,090	1,418	10.3	7.1
物財費	8,852	6,819	1,214	7.3	5.6
労働費	5,818	3,271	204	28.5	16.0
副産物価額	412	449	—	—	—
資本利子	982	595	15	67.5	40.9
地代	2,526	2,598	304	8.3	8.6

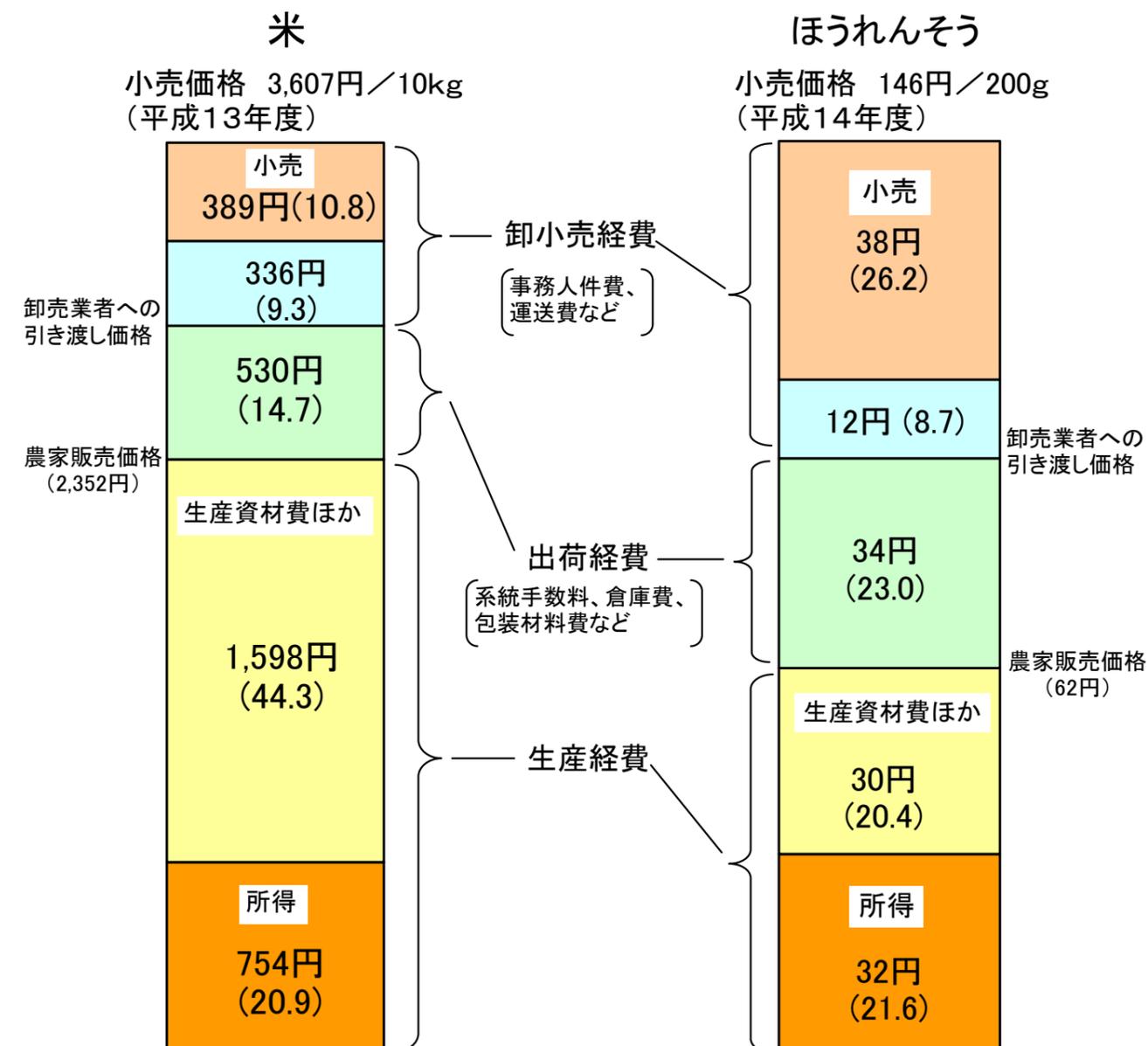
注：日本の生産コストは「平成13年産米生産費統計」による。

○ 小麦60kg 当たりの生産コストの日米比較

区 分	生産コスト (円/60kg)			A/C	B/C
	日本		米国		
	全国平均 A	作付面積 7ha以上 B	全国平均 C		
全算入生産費	9,396	7,569	1,399	6.7	5.4
生産費(副産物価額差引)	7,294	5,921	1,084	6.7	5.5
費用合計	7,503	6,213	1,108	6.8	5.6
物財費	6,035	5,509	965	6.3	5.7
労働費	1,468	704	143	10.2	4.9
副産物価額	209	292	25	8.5	11.9
資本利子	400	260	8	48.3	31.4
地代	1,702	1,388	307	5.5	4.5

注：日本の生産コストは「平成13年産小麦生産費統計」による。

○ 生産・流通経費の構成



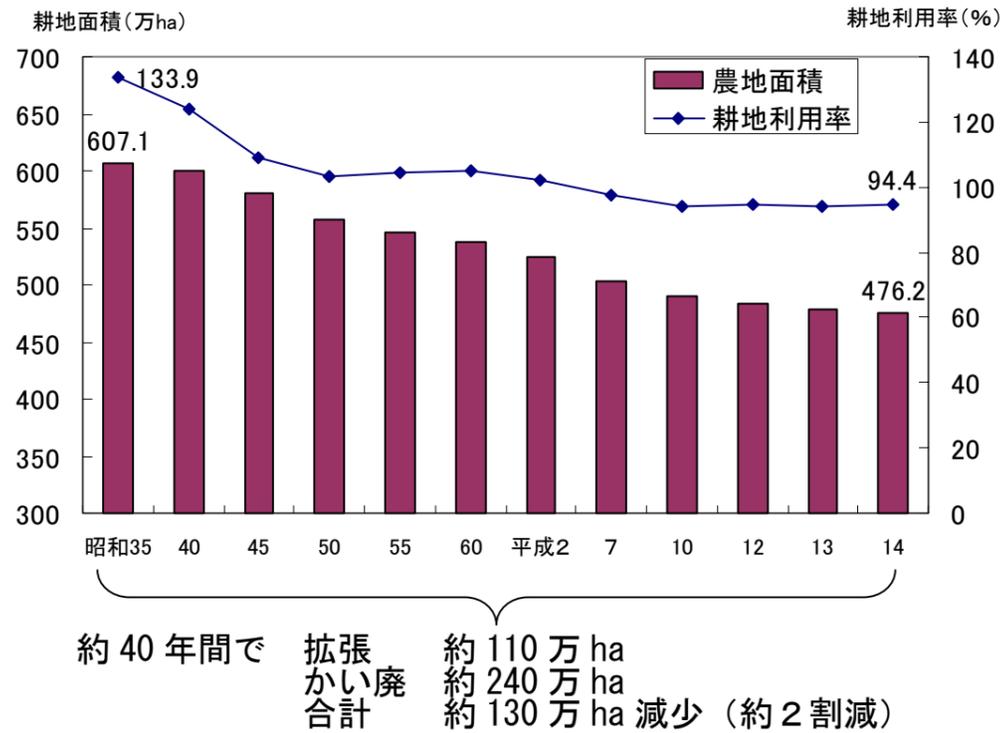
注) 米の生産・流通経費は総合食料局食糧部資料による。(小売価格は「家計調査」。農家販売価格は「米生産費統計」の粗収益)

野菜の生産・流通経費は企画評価課において試算(生産経費は「野菜・果樹品目別統計」による。流通経費は「平成14年食品流通段階別価格形成追跡調査 青果物経費調査」から試算)

④農地の動向

- 農地面積は、この40年間で約2割減少している。
- バブル崩壊後は、転用面積が減少傾向にあるが、反面、耕作放棄が増加傾向にあり、平成7年以降、転用面積を上回って推移している。
- 認定農業者等の担い手に218万haの農地が集積されているが、集積のスピードは鈍化傾向にある。

○農地と耕地利用率の推移



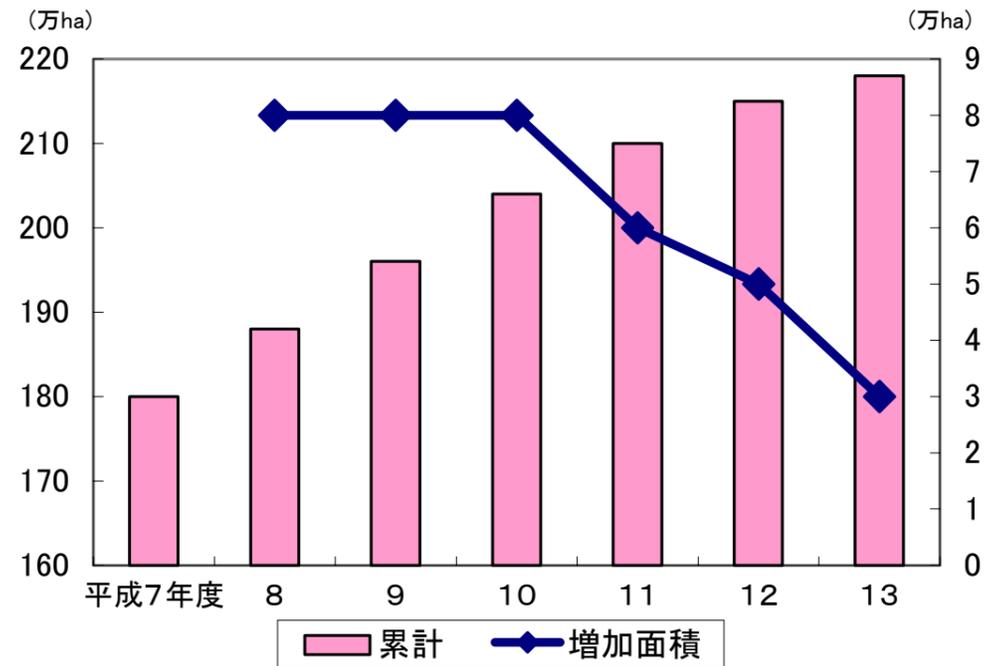
○耕作放棄地の推移

(単位: 万 ha)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
耕作放棄地	9.7	15.1	16.2	21.0
うち中山間地域	5.3	8.4	8.7	11.5

資料: 農林水産省「農林業センサス」

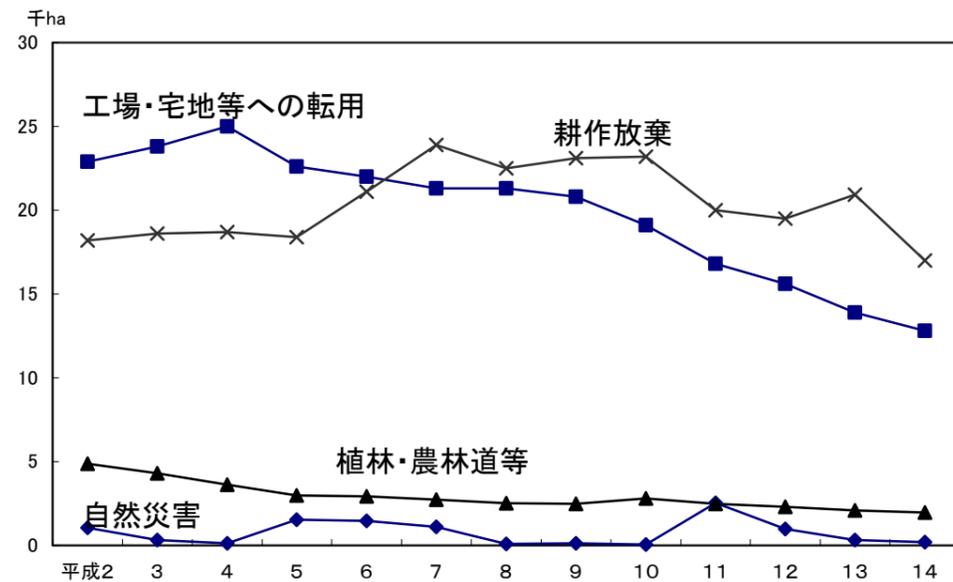
○担い手への農地の集積状況



注: 累計の数値は各年度末の実績値である。

資料: 農林水産省経営局構造改善課調べ

○要因別農地のかい廃面積の推移



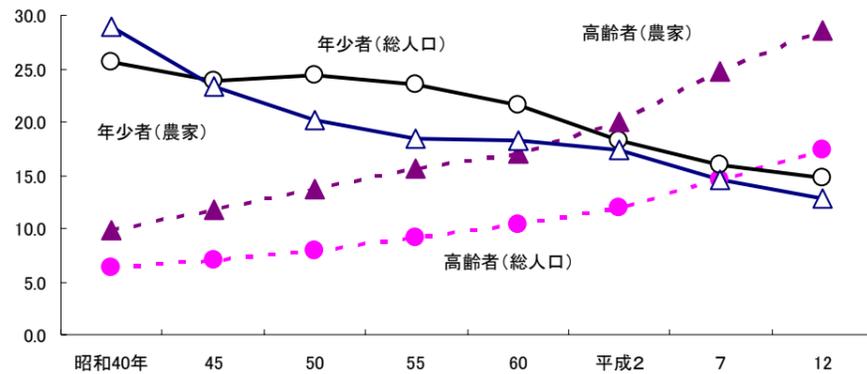
資料: 農林水産省「耕地及び作付面積統計」

注: 4年以前の耕作放棄面積には、図中に表記した要因以外の要因によるかい廃面積(分類不能)を含む。

(3) 農村

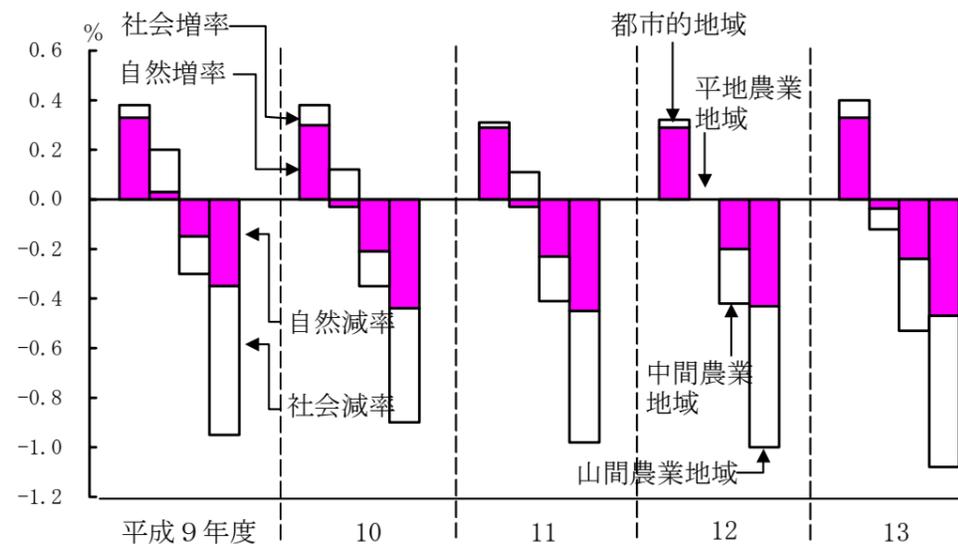
- 若年人口の都市への流出等により、農村の過疎化と高齢化が進行している。特に、中山間地域においては、人口の社会減と自然減がともに進行し、深刻な問題となっている。
- 一方で、農山漁村を新たなライフスタイル実現の場としてとらえようとする動きも見られる。

○ 総人口及び農家人口に占める高齢者(65歳以上)及び年少者(14歳以下)割合の推移



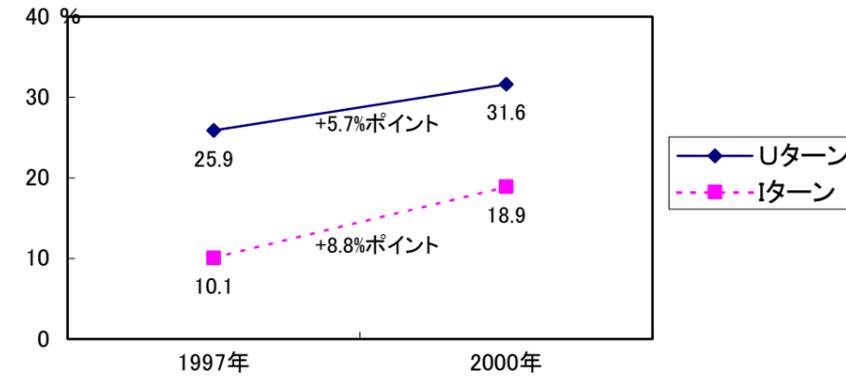
資料: 農林水産省「農業センサス」、総務省「国勢調査」
 注: ここでいう農家とは、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯、または経営耕地面積が10a未満であっても年間の農産物販売金額が15万円以上あった世帯のことである。

○ 農業地域類型別にみた市町村の人口増減率の推移



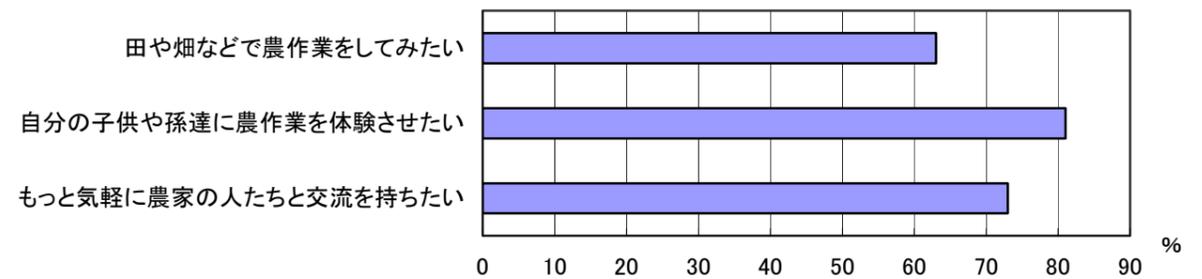
資料: 総務省「住民基本台帳人口要覧」(組替集計)
 注: 1) 9年4月1日から14年3月31日までの各年度における農業地域類型別市町村の人口動態である。
 2) 社会増減率には、転出入によるもののほか、帰化、国籍離脱等による増減を含む。

○ UIターン志望者の動向



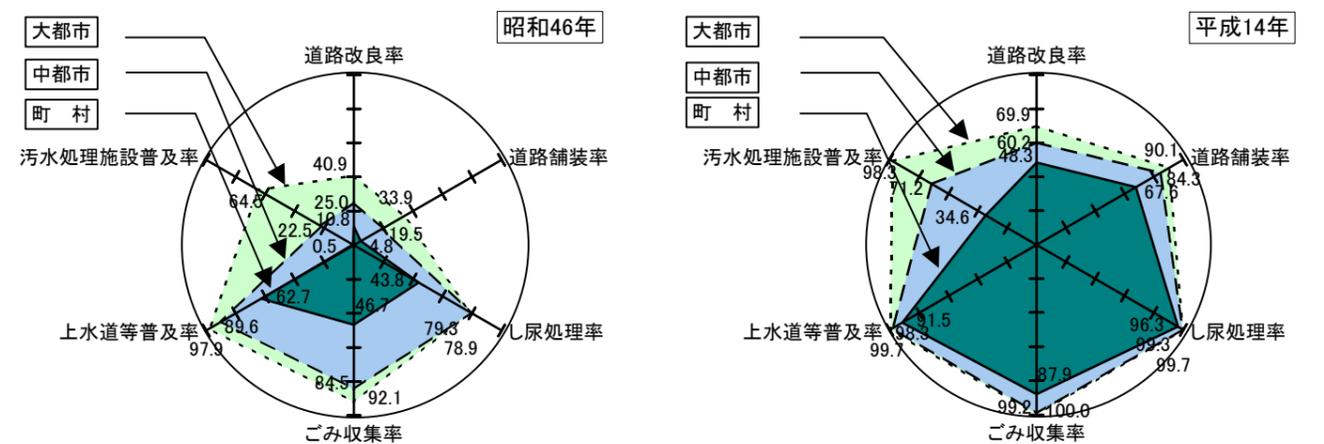
資料: 株)リクルート「ワーキングパーソン調査」(2000年、調査対象者数約13千人)等

○ 都市住民の農業体験・農村交流に関する意識



資料: H11年(株)博報堂生活総合研究所「食と農業に関する意識調査」
 注: 首都圏居住の非農業者400名を対象とするアンケート調査

○ 農村地域(町村)と大都市、中都市の生活環境整備水準の比較



資料: 総務省「平成13年度公共施設状況調」
 注1: 右グラフのデータは、平成14年3月31日現在。
 注2: 大都市は指定都市、特別区を、中都市は中核市、特例市、人口10万人以上の市を指す。

(4) 多面的機能

① 環境保全への取組

- 環境保全に取り組む農家は、総販売農家数の22.3%、作付面積においても16.1%に達している。また、土づくり、化学肥料、化学農薬の低減を一体的に行う生産方式を導入する計画を立て、都道府県知事の認定を受けた農業者(通称:エコファーマー)は、平成15年8月末現在で約3万5千人となっている。
- こうした環境保全への取組は、作付面積の規模が大きくなる程、取組の割合が高くなっており、特に10ha以上の稲作単一経営において40.7%、5ha以上の露地野菜単一経営において36.3%に達している。
- 農山漁村には、エネルギーや製品としての利活用が期待されるバイオマスが豊富に存在するが、十分に活用されているとは言い難い状況にある。

○ 環境保全型農業への取組状況

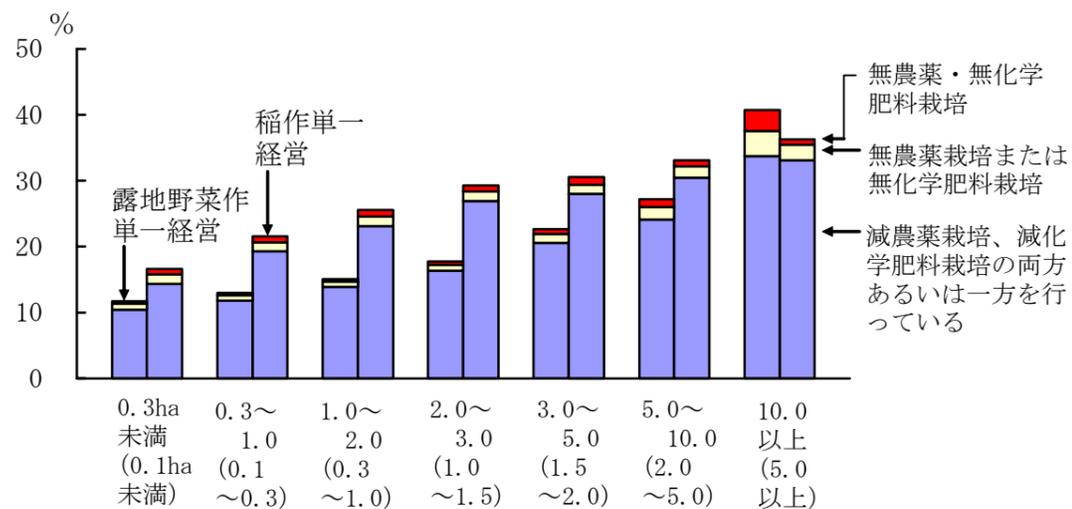
販売農家数	2,249 千戸
取組農家数	502 千戸
割合	22.3%
取組面積の割合	16.1%

資料:農林水産省「農業構造動態調査(平成14年)」、「環境保全型農業による農産物の生産・出荷状況調査(平成13年12月)」

注1:ここでは、統計上の「化学肥料・化学農薬の低減、または土づくりのいずれかに取り組んでいる農業」を環境保全型農業としている。

注2:取組面積の割合は、平成13年農作物作付(栽培)延べ面積・生産量に対する割合である。

○ 作付面積規模別の環境保全型農業に取り組んでいる農家の割合



資料:農林水産省「農林業センサス」(平成12年、販売農家)(組替集計)
注:「露地野菜作単一経営」における規模階層は下段()内に示されている規模である。

○ バイオマスの利活用の状況

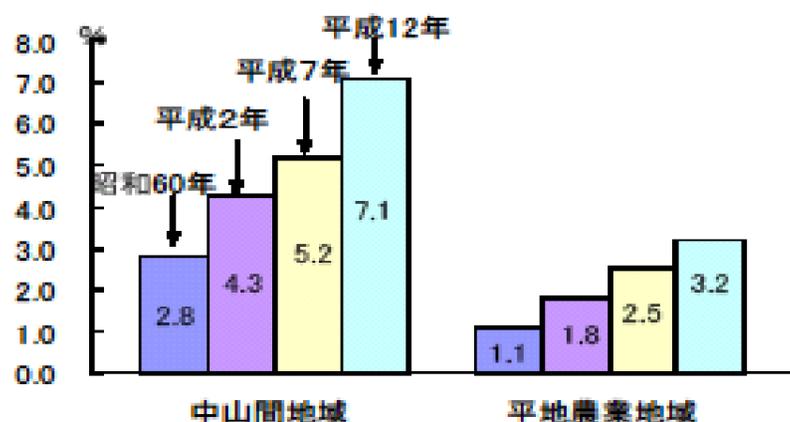
対象バイオマス	年間発生量	利活用の状況
家畜排せつ物	約9,100万トン	たい肥利用 約80%
食品廃棄物	約1,900万トン	肥飼料利用 10%未満、残り90%が焼却・埋却処理
廃棄紙	約1,400万トン	古紙として回収されず、その大半が焼却
黒液(乾燥重量)	約1,400万トン	ほとんどがエネルギー利用(主に直接燃焼)
下水汚泥(濃縮汚泥ベース)	約7,600万トン	建設資材・たい肥利用 約60% 埋め立て 約40%
製材工場等残材	約610万トン	エネルギー・たい肥利用 約90%
林地残材	約390万トン	ほとんど未利用
建設発生木材	約480万トン	製紙原料、ボード原料、家畜敷料等への利用 約40%
農作物非食用部(稲わら、もみがら等)	約1,300万トン	たい肥、飼料、畜舎敷料等への利用 約30%

資料:「バイオマス・ニッポン総合戦略」より

②地域資源をめぐる現状

- 農地の耕作放棄率は中山間地域のみならず、平地農業地域においても上昇傾向にある。また、水田整備率が高いほど、耕作放棄は抑制される傾向がみられる。
- 水田かんがいにより河川から取り入れられた水の大部分は時間をかけて地下へ浸透し、地下水のかん養に使われたり、下流の河川に還元されたりしており、水の循環利用が行われている。

○ 耕作放棄地の状況

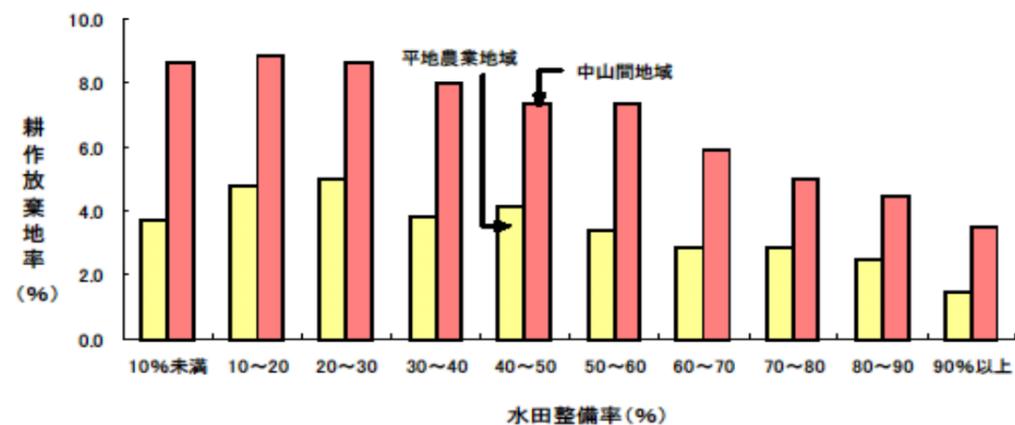


資料: 農林水産省「農林業センサス」

注: 1) 耕作放棄地とは、以前農地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかも、この数年の間に再び耕作するはっきりした意志のない土地をいう。

注: 2) 耕作放棄地率 = 耕作放棄地面積 / (経営耕地面積 + 耕作放棄地面積) × 100

○ 水田整備率と耕作放棄率の関係



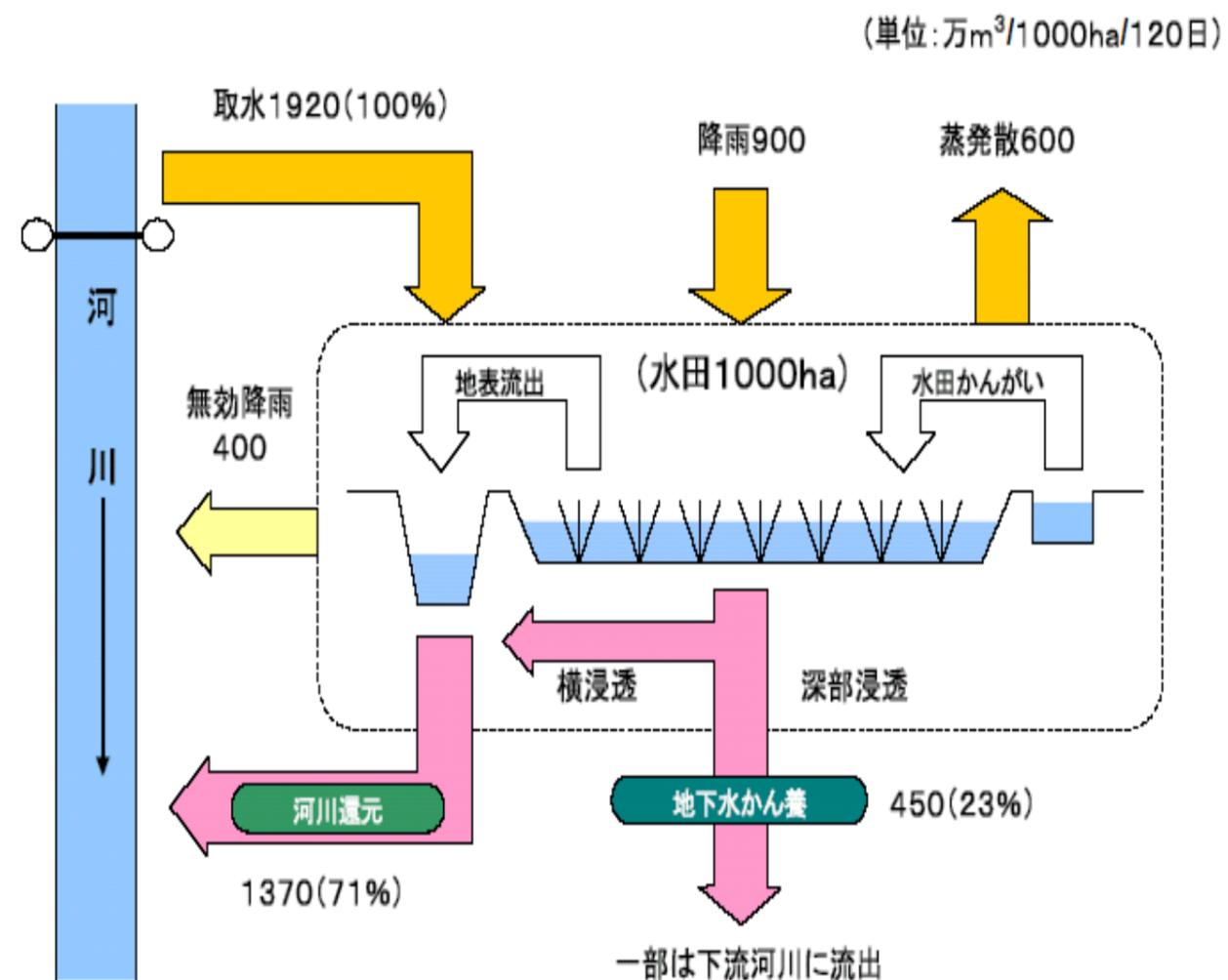
資料: 農林水産省「農林業センサス」(12年)(組替集計)

注: 農業集落内の他の区画整理面積の割合(水田整備率)と農業集落内の田の耕作放棄地率の関係を見たものである。なお、耕作放棄地率は次式により算出した。

耕作放棄地率 = 耕作放棄地面積 / (経営耕地面積 + 耕作放棄地面積) × 100

参照: 参考資料 P.4「市町村別 耕作放棄地率」

○ 水田かんがいと水の循環利用



資料: (財)日本農業土木総合研究所調べ

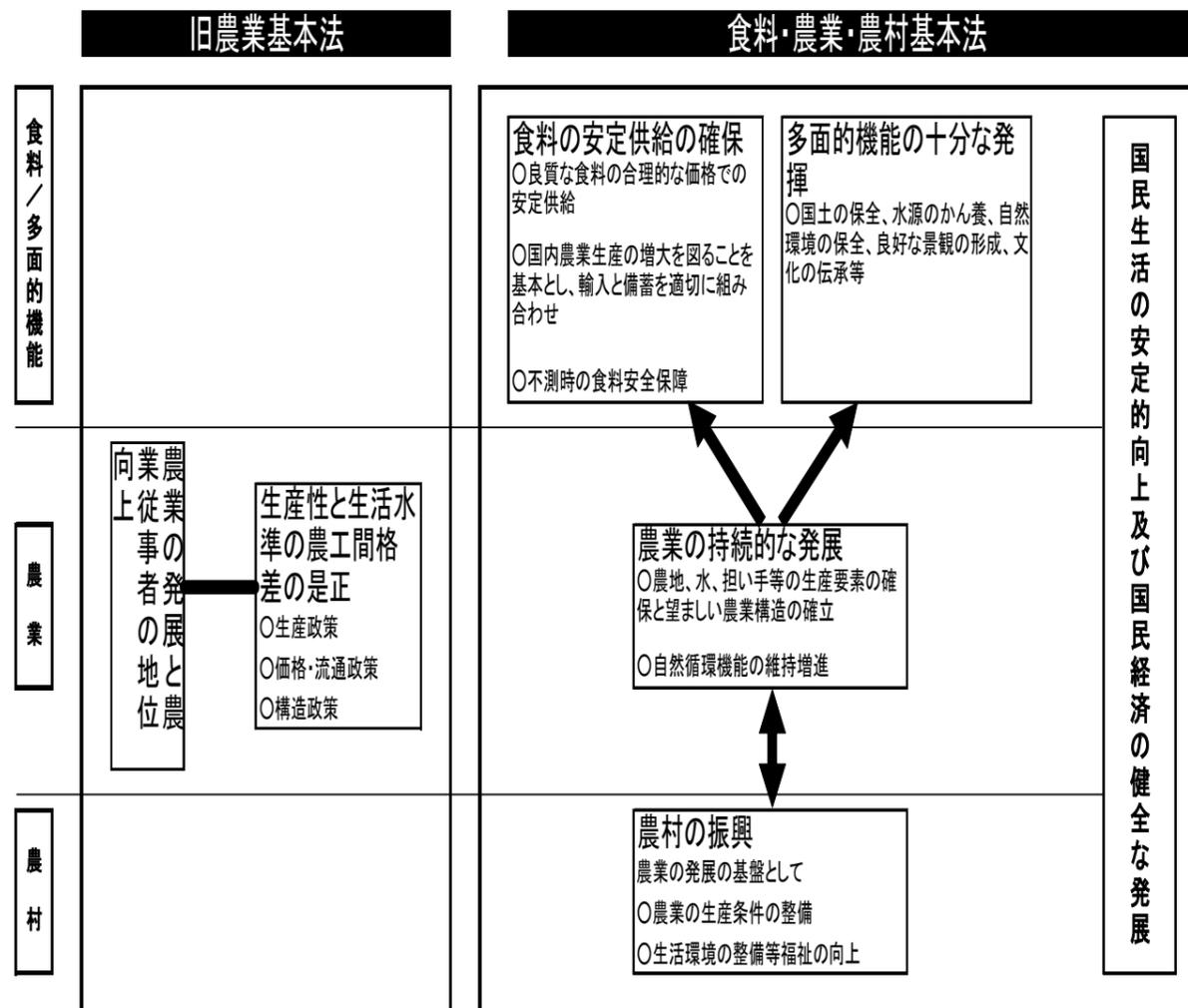
注: 試算のうち取水については、利根川の一部区間を対象としている。

2. 食料・農業・農村に関する施策の動向

(1) 新基本法以降の農政の流れ

① 基本法から新基本法へ

- 食料・農業・農村をめぐる情勢の変化に対応し、農業・農村に対する国民の期待に的確に応えるため、平成 11 年 7 月、旧農業基本法に代え、新たに、食料・農業・農村基本法が制定された。



旧農業基本法

- 農業の生産性の向上
- 農業生産の選択的拡大と農業総生産の増大
- 農産物の価格の安定
- 農産物の流通の合理化等
- 家族農業経営の発展と自立経営の育成
- 協業の助長

食料・農業・農村基本法

- 基本計画の策定～食料自給率の目標設定
基本理念や基本的施策を具体化するものとして策定(策定後、国会報告)。5年ごとの施策に関する評価を踏まえ、所要の見直し
食料自給率の目標につき、その向上を図ることを旨とし、国内農業生産及び食料消費に関する指針として、農業者その他の関係者の取組課題を明確化した上で設定
- 消費者重視の食料政策の展開
食料の安全性の確保・品質の改善、食品の表示の適正化
健全な食生活に関する指針の策定、食料消費に関する知識普及・情報提供
食品産業の健全な発展
- 望ましい農業構造の確立と経営施策の展開
効率的・安定的経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立
専門的農業者等の創意工夫を活かした経営発展のための条件整備。家族農業経営の活性化、農業経営の法人化の推進
- 市場評価を適切に反映した価格形成と経営安定対策
- 自然循環機能の維持増進
農薬・肥料の適正使用、地力の増進等により環境と調和した農業生産を展開
- 中山間地域等の生産条件の不利補正
適切な農業生産活動が維持されるための支援(直接支払)

②基本計画

- 新基本法の4つの基本理念の実現に向けて、同法に示された施策の基本方向を具体化し、食料・農業・農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食料・農業・農村政策審議会の議論を経て、平成12年3月、食料・農業・農村基本計画が閣議決定された。
- 基本計画は、食料・農業・農村をめぐる情勢の変化、施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに見直すこととされている。

食料・農業・農村基本計画の構成

1 食料、農業及び農村に関する施策についての基本方針

食料・農業・農村基本法の基本理念の実現を図るため、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進

2 食料自給率の目標

3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

(1) 食料の安定供給の確保に関する施策

- ・ 食品の衛生管理及び品質管理の高度化
 - ・ 食品の表示の適正化
 - ・ 健全な食生活の指針の策定
 - ・ 国内生産では需要を満たすことのできない農産物の安定的な輸入の確保
 - ・ 不測時における食料安全保障
- 等

(2) 農業の持続的な発展に関する施策

- ・ 効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立
 - ・ 経営意欲のある農業者による創意工夫を生かした農業経営の展開
 - ・ 農地の確保及び有効利用
 - ・ 人材の育成・確保及び女性・高齢者の活動の促進
 - ・ 農業等に関する技術の開発及び普及
 - ・ 需要事情及び品質評価を適切に反映した農産物価格の形成と農業経営の安定
 - ・ 農業の自然循環機能の維持増進
- 等

(3) 農村の振興に関する施策

- ・ 農業の振興その他農村の総合的な振興（農業生産の基盤の整備と交通、情報通信、衛生、教育、文化等の生活環境の整備等）
 - ・ 中山間地域等の振興（農業その他の産業の振興による就業機会の増大、生活環境の整備による定住の促進、適切な農業生活活動が継続的に行われるよう農業の生産条件等に関する不利を補正するための支援をおこなうこと等）
 - ・ 都市と農村の交流促進、都市及びその周辺の地域における農業の
- 等

4 食料・農業・農村施策を総合的・計画的に推進するために必要な事項

- ・ 基本計画に従って施策を実施するに当たっては、施策の評価と見直しの実施、財政措置の効率的・重点的な運用、情報の公開、国と地方の役割分担、国際規律との調和等に努力
- ・ 基本計画については、食料・農業・農村をめぐる情勢の変化、施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに見直し

○食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）（抄）

第十五条 政府は、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針

二 食料自給率の目標

三 食料、農業及び農村に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

四 前三号に掲げるもののほか、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 前項第二号に掲げる食料自給率の目標は、その向上を図ることを旨とし、国内の農業生産及び食料消費に関する指針として、農業者その他の関係者が取り組むべき課題を明らかにして定めるものとする。

4 （略）

5 政府は、第一項の規定により基本計画を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

6 （略）

7 政府は、食料、農業及び農村をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに食料、農業及び農村に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画を変更するものとする。

8 （略）

基本計画で定められた食料自給率の目標

（単位：％）

	平成9年度	（参考） 平成10年度	（参考） 平成22年度 （すう勢）	平成22年度 （目標）
供給熱量 総合食料自給率	41	40	38	45
主食用穀物自給率	62	59	59	62
飼料用を含む 穀物全体の自給率	28	27	27	30
飼料自給率	25	25	27	35

③経営展望・構造展望

- 食料・農業・農村基本計画の決定と併せて、
 - ① 「効率的かつ安定的な農業経営」の具体的姿として、代表的な営農類型・経営形態別の将来展望を例示した「農業経営の展望」
 - ② 「効率的かつ安定的な農業経営」が農業生産の相当部分を担う「望ましい農業構造の姿」を明らかにした「農業構造の展望」をとりまとめている。

農業経営の展望

- 地域の特性に応じた各般の施策の展開や今後の農業経営の展開方向についての共通認識の形成、これを参考とした農業経営指標の策定等、地域における取組の推進を図るため、10年程度後を目標として、今後の技術水準の向上や農業生産基盤の整備、農地利用の集積等の成果を反映し、「効率的かつ安定的な農業経営」の具体的な姿として、35の類型を例示的に提示。

○ 農業経営の展望の概要(家族経営)

【水田作】

作付体系	1年1作	2年3作	1年2作
想定地域	北海道	南東北・北陸	関東以西
技術体系	自脱型コンバイン中心		
経営規模	21.6 ha	16.2 ha	12.6 ha
水稲の生産コスト	現状の8割	現状の6割	現状の6割
主たる農業従事者 1人当たり農業所得	700万円	800万円	850万円

※水稲の生産コストは、10a当たりの費用合計の北海道又は都府県平均対比。

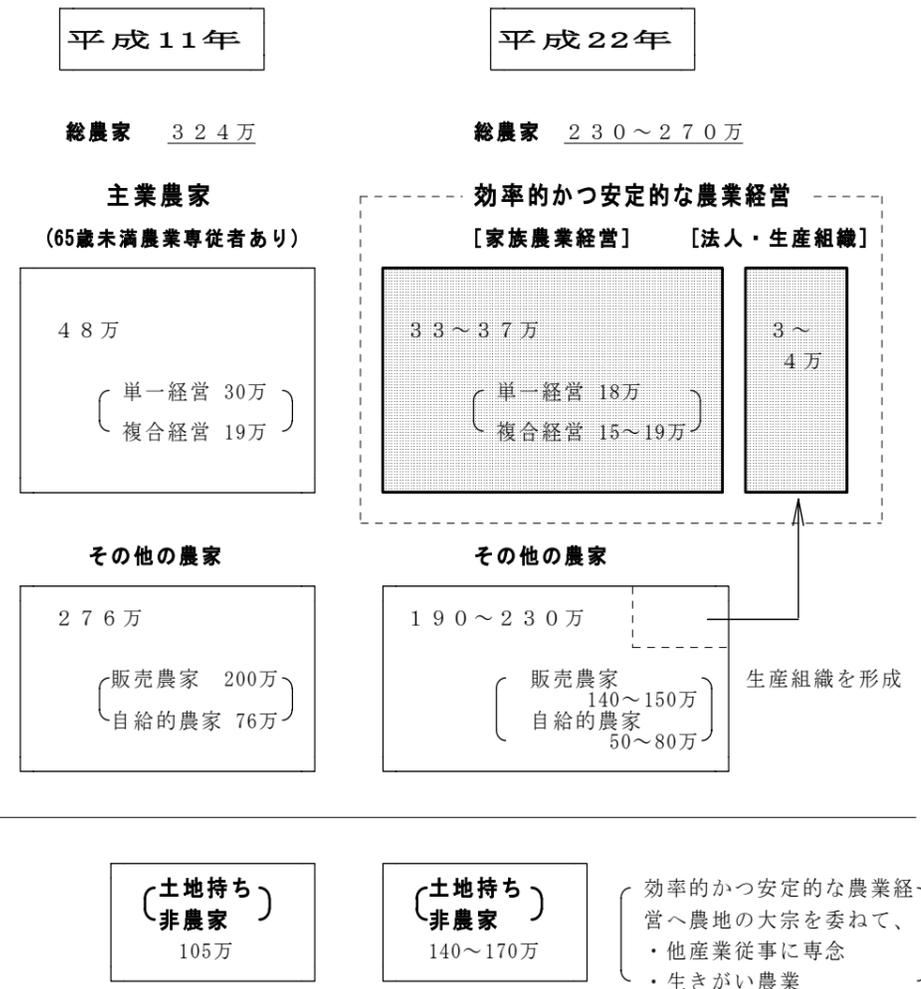
【畑作・野菜】

作付体系	畑作専作	野菜(葉茎菜類)
想定地域	北海道	東北・中部高冷地
技術体系	高能率機械の導入、緑肥作物の導入	高品質成型苗購入、機械化一貫体制
経営規模	40.0 ha	7.5 ha
生産コスト	現状の7割～現状程度	現状の7割
主たる農業従事者 1人当たり農業所得	1000万円	650万円

農業構造の展望

- 新基本法に基づき、農業生産基盤の整備の推進、農業経営の規模の拡大等の施策を推進していくに当たって、目指すべき「効率的かつ安定的な農業経営」が農業生産の相当部分を担う「望ましい農業構造の姿」を明らかにするものとして提示。

○ 農業構造の展望の概要



④新基本法農政の進展

○ 新基本法制定以降、多くの農産物について価格政策の見直しを行ったほか、条件が不利な中山間地域に対する直接支払いの導入など、同法の理念に基づく政策を展開してきている。

○ 新基本法下における農産物の価格・経営安定対策の概要

品目	改革・適用時期	対策の概要
米 (自主流通米等)	新たな米政策大綱(9年11月) [10年産～]	・生産調整、備蓄・調整保管、計画流通制度の運営等により、需給・価格を安定 ・生産者の抛出と政府助成による造成資金から、自主流通米等の価格下落のうち一定割合を補てん(稲作経営安定対策)
麦 (民間流通麦)	新たな麦政策大綱(10年5月) [12年産～]	・生産者と実需者が品質評価を反映した直接取引を行う民間流通を基本 ・生産者の経営安定等を図るため、 <u>麦作経営安定資金を交付</u>
交付金制度+経営安定対策 加工原料乳 大豆	新たな酪農・乳業政策大綱(11年3月)[13年度～] 新たな大豆政策大綱(11年9月) [12年度～]	・市場評価が生産者手取りに適確に反映されるよう、事前に算定された一定の単価により助成 ・生産者の抛出と国の助成金とで造成する資金から、補てん基準価格からの低下額の一定割合を補てん(加工原料乳生産者経営安定対策、大豆作経営安定対策)
最低価格保障制度 てん菜・さとうきび でんぶん原料用 甘しょ・馬鈴しょ	新たな砂糖・甘味資源作物政策大綱 (11年9月) [12年産～]	・最低価格を下らない価格で買い入れられた作物を原料として製造された国内産糖 又はでん粉について、 <u>交付金支払い又は政府買入れの対象とすることにより最低価格を保証</u>
経営安定対策 うんしゅうみかん りんご	[13年度～]	・生産者の抛出と地方公共団体及び国の助成による資金により補てん基準価格からの低下額の一定割合を補てん(果樹経営安定対策)
安定基金制度 野菜 鶏卵	野菜[14年度～]	価格の著しい下落時に生産者の抛出並びに国及び都道府県の助成により造成された安定基金から生産者に補てん金を交付。
交付金制度+安定基金制度 肉用子牛	—	・指定肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に国から補給金を交付。更に、合理化目標価格を下回った場合に、国、県、生産者が積み立てた基金から補給金を交付。
安定帯価格制度 指定食肉(豚肉・牛肉)	—	・農畜産業振興機構の売買操作や生産者団体の調整保管により、 <u>一定の価格帯の中に市場価格を安定</u>

○ 中山間地域等直接支払制度の概要

1 対象地域及び対象農用地

- ① 対象地域は、自然的・経済的・社会的条件の悪い地域
特定農山村、山村振興、過疎、半島、離島、沖縄、奄美及び小笠原の地域振興立法8法の指定地域及びこれらに準ずる地域として都道府県知事が指定した地域
- ② 対象農用地は、①の地域のうち、次のア～オに掲げる傾斜等により生産条件が不利で耕作放棄地の発生懸念の大きい農振農用地区域内にある1ha以上の一団農用地
 - ア 急傾斜農用地(田1/20以上、畑等15度以上)
 - イ 自然条件により小区画・不整形な水田(大多数が30a未満で平均20a以下)
 - ウ 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率の高い(70%以上)地域の草地
 - エ 緩傾斜農用地(田1/100以上、畑等8度以上)
 - オ 高齢化率・耕作放棄率の高い集落に存する農用地

2 対象行為及び対象者

- ① 対象行為は、適切な農業生産活動や農用地の管理を通じた耕作放棄の防止等を内容とする集落協定又は第3セクターや認定農業者等が耕作放棄される農用地を引き受ける場合の個別協定に基づき、5年以上継続される農業生産活動等とする。
- ② 対象者は、協定に基づく農業生産活動等を行う農業者等

3 単価

単価は、中山間地域等と平地地域との生産条件の格差の範囲内で設定

(10aあたり)	田	畑
急傾斜	21,000円	11,500円
緩傾斜等	8,000円	3,500円

- (注) 1. 上記単価は、国及び地方公共団体が交付する交付金の合計(上限)である。
2. 草地及び採草放牧地については、別途単価が決まっている。

4 地方公共団体の役割

国と地方公共団体が共同で、緊密な連携のもとで制度を実施する。

5 実施期間

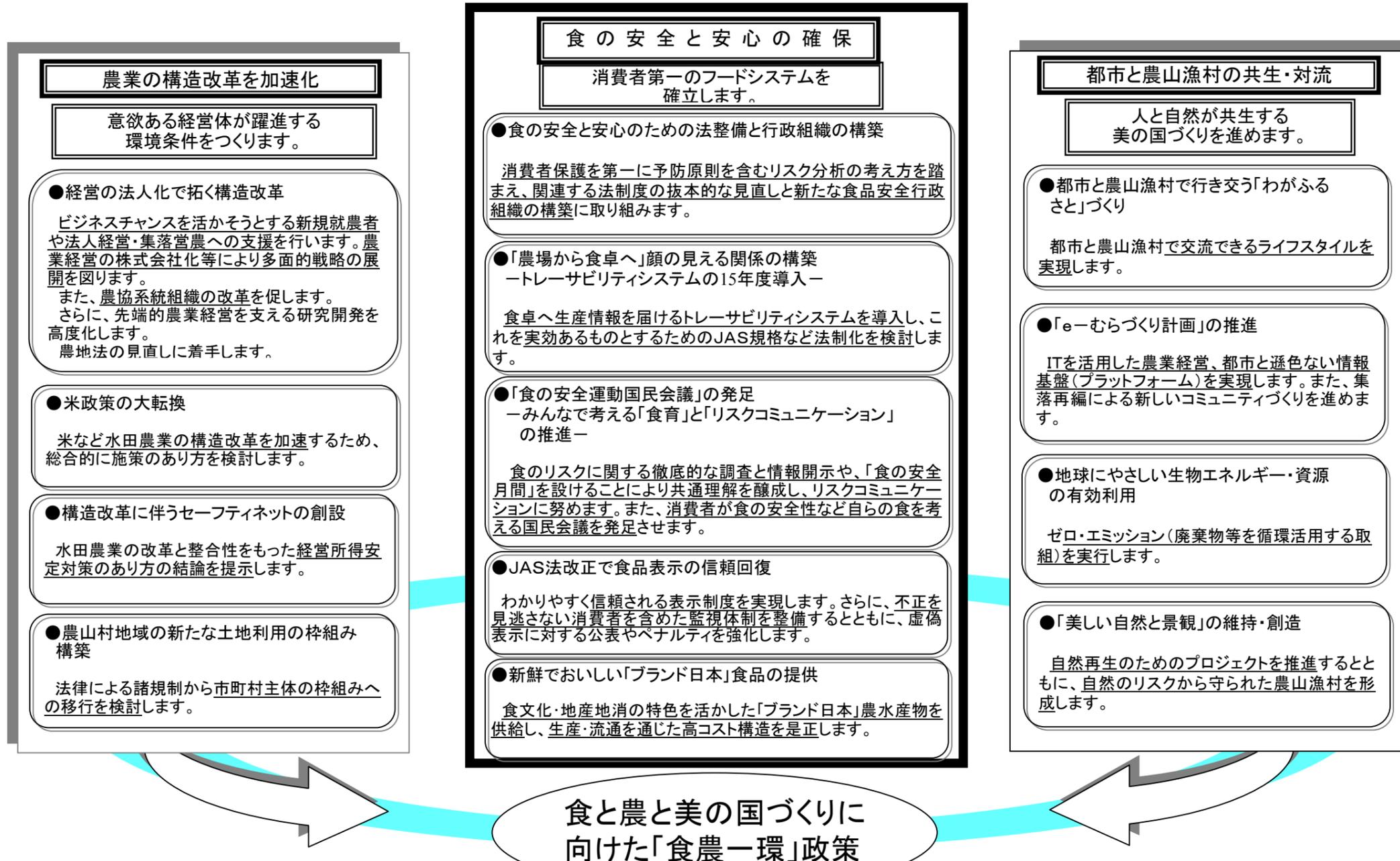
平成12～16年度(5年間)

⑤「食」と「農」の再生プラン

- BSE 問題や食品の虚偽表示問題等に関連して、「食」と「農」に関する様々な課題が顕在化する中で、平成 14 年 4 月、農林水産省は、「食」の安全と安心の確保に向け、農林水産政策の抜本的改革の設計図として、「食」と「農」の再生プラン」を発表した。
- その後、国民の方々から頂いたご意見も踏まえ、同年 6 月には 16 年度までに取り組む具体的事項をまとめた「再生プラン工程表」を提示し、12 月には、「工程表の実施状況」をとりまとめ公表している。

「食」と「農」の再生プラン

消費者に軸足を移した農林水産行政を進めます。



(2) 食の安全と安心の確保

- 食品の安全性の確保についての基本理念、関係者の責務・役割、施策の基本方針等を定める「食品安全基本法」をはじめとする関係法案が先の第156回通常国会にて成立。
- 食品の安全に関するリスク評価を行う食品安全委員会を内閣府に設置するとともに、農林水産省内においては、産業振興部局から分離して、食品分野における消費者行政とリスク管理業務を担う消費・安全局を新設。
- 国民の健康の保護を最優先とした政府全体の新しい食品安全行政に農林水産省が的確に対応していくための指針として、「食の安全・安心のための政策大綱」を平成15年6月20日に決定・公表。

『食の安全・安心のための政策大綱』

大綱のねらい

- 農林水産省が国民の健康の保護を最優先とした政府全体の新しい食品安全行政に的確に対応するための指針
- 「消費者の視点に立った安全・安心な食料の安定供給」、「政策づくりへの国民の参画」の重要性について意識改革を徹底

基本的考え方

- 今後、食品安全委員会がリスク評価を、農林水産省や厚生労働省などが分担・協力してリスク管理を担当
- 行政や生産者・事業者の取組が、国民に「安心」、「信頼」として実感されるよう、食の安全・安心を確保するための政策を展開

消費者、生産者、事業者など関係者の意見を反映した施策づくり

食品の生産から消費までの全体を考えた総合的な施策づくりと確実な実施

生産者・事業者による安全・安心な食品供給の促進

的確な危機管理

政策の展開方向

新たな食品安全行政に対応するための体制の見直し・強化

【農林水産省設置法の一部を改正する法律】

- 関係行政機関、地方自治体等との密接な連携
- 「消費・安全局」の新設などによるリスク管理体制の強化
- 「消費者情報官」の新設によるリスクコミュニケーションの推進
- 「食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会」への消費者をはじめとした関係者の委員としての参画
- 「食品安全危機管理官」を中心とした体制強化やマニュアル作成、関係情報の収集・情報提供による危機管理への的確な対応
- コーデックス委員会や国際獣疫事務局などの国際機関、主要国との連携

産地段階から消費段階にわたるリスク管理の確実な実施

- 生産技術の改善、簡易な分析の実施など、産地の自主的なリスク管理の支援
- 生産資材に関する制度の見直しと適正使用の推進
【食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律】【飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律】
- HACCP手法の導入など事業者の自主的取組と適切な企業行動の促進
【食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(HACCP法)の一部を改正する法律】
- 調査・監視・検査などのモニタリングの強化、その結果をもとにした指導・助言、情報提供
- 厚生労働省等と連携した輸入食品などの調査、輸出国のリスク管理や食品事故に関する情報収集・提供、リスク管理対策等の輸出国との情報や意見交換
- 人畜感染症を含む家畜防疫体制の強化
【食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律】

消費者の安心・信頼の確保

- 厚生労働省と一体となった表示制度の運営、食品表示の監視の強化
- ガイドライン作成やセミナー開催を通じた理解促進、データベースや機器整備への支援などによるトレーサビリティシステムの導入・普及、JAS規格制度の創設、牛の個体識別情報の表示などを義務づける法律の制定
【牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法】
- 「食を考える月間」の設定(毎年1月)、「食育推進ボランティア」の活動支援、NPOとの連携、総合学習や学校給食の取組等を通じた地域や家庭、学校における食育の積極的な推進
- 地産地消等、消費者と産地の信頼を深める取組の推進
- 食品検疫などとの情報の共有化などによる水際の動植物検疫の的確な取組

食の安全・安心を確保するための環境保全の取組

- 環境省と連携した農地や漁場などの土壌・水質などに関するモニタリング調査の実施、リサイクルの取組の支援や有害物質の発生・排出低減への国民の理解促進
- 環境にやさしい生産活動を進めるための土づくりや化学肥料・農薬の使用低減、養殖場の魚密度や飼料抑制など、環境に配慮した取組への支援

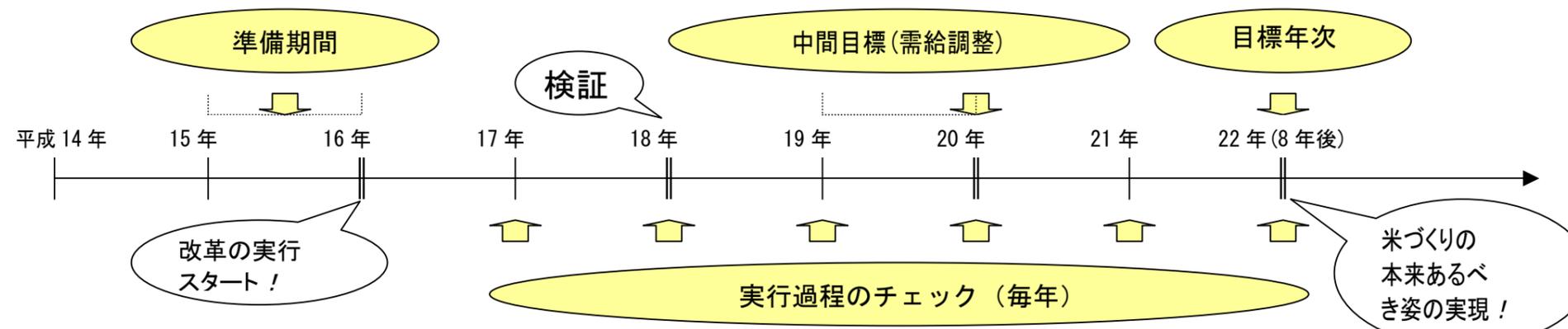
研究の充実

- リスク低減技術の開発などリスク分析を支える研究の強化と情報提供

(3) 農業の構造改革の加速化

① 米政策改革

- 米の消費の減少に拍車がかかり、価格の低迷とあいまって稲作農家の収入が減少するとともに、生産調整に対する限界感、不公平感が増大するなど、閉塞状況とも言うべき事態に立ち至っている水田農業の未来を切り拓くため、昨年12月「米政策改革大綱」を策定した。
- 平成22年度には「米づくりの本来あるべき姿」を実現すべく、需給調整、流通、構造政策・経営政策、生産対策の改革をパッケージとして進めていくこととしている。
- 先の第156回通常国会にて、食糧法の改正を行ったほか、米政策関連施策の具体化を行っているところである。



10の改革要点

改革目標の明確化	
1 「米づくりの本来あるべき姿」を平成22年度までには実現	
食生活の変化の中で、外食、中食需要に ^{なかしよく} 応えられておらず、需要量が減少	多様な需要に応じて、消費者が求める供給体制を構築
担い手の育成が遅れ、生産構造が脆弱	プロ経営者の成長・拡大を支援し、21世紀の食料安定供給体制を構築
2 平成20年度からは農業者・農業者団体が主役となる需給調整を国と連携して構築(18年度に移行への条件整備等の状況を検証)	
国が県・市町村を通じて減反面積を配分することによって農業者には強制感	自主的・主体的調整体制に転換し、農業経営者の創意工夫を活かす
当面の需給調整システムの改革	
3 消費者ニーズ・市場動向を基にした調整方式への転換	
減反面積を配分していることから、面積を達成しても実効性があがらず米が余り、価格の低下が防げない 有機、直播などに取り組みにくい	生産数量を調整する方式により、実効性を確実に！ 豊作による過剰米について短期融資の仕組みを活用し主体的な販売環境整備を実施 消費者の安全志向・価格志向に応えた生産を促進
4 地域の発想で水田農業の構造改革を進める助成体系の構築	
地域の特性に関わりなく、全国一律でばらまきとの批判がある助成体系	地方分権の新たな発想の下に、地域自らが考えて行動する構造改革の取組に応えられる助成の方式へ 消費者が求める多様な農産物を、プロ経営者が中心となって効率的に生産供給する産地づくりを推進
消費者と生産者が身近に感じられる流通制度の構築	
5 流通規制の緩和	
規制の多い多段階流通と価格形成のあり方が、多様化する消費者ニーズに応えられない状況	消費者ニーズに応えた産地指定や直結取引などの促進と公正・中立な市場づくりによる複線・多様で安定的な供給体制の確保
6 消費者の安全・安心と表示の信頼性の確保	
消費者の食品表示に関する不信感の増大	生産者名、生産地等を容易に確認できる手法の導入等により、消費者の表示に対する信頼を回復
7 危機管理体制の整備	
計画流通米(流通量の7割弱)を掌握することによる危機管理	米が足りない緊急時にも安定供給が図られる体制の整備
生産構造の改革	
8 担い手の経営安定	
価格の変動は、大規模な経営等担い手の経営に大きな打撃	プロ経営者が安心して積極的に挑戦できるようにセーフティネットを措置
9 担い手の育成	
主業農家のシェア 水田の4割	平成22年にプロ経営者のシェア 水田の6割
水田の有効な利活用	
10 多面的機能の発揮・自給率の向上	
近年の米消費の減少傾向が続くと28万haが不作付田	自然環境の保全などの多面的機能の発揮、自給率の向上のために水田の利活用の推進

②農地制度の見直し

- 平成13年3月に施行された農地法の一部改正により、農業生産法人の一形態として株式会社を導入した。また、本年4月に施行された構造改革特別区域法において、株式会社など農業生産法人以外の法人の農業参入をさらに促進するための特例措置が設けられたところである。
- さらに、先の通常国会で成立した農業経営基盤強化促進法の一部改正において、農業生産法人の多様な経営展開(分社化、のれん分け、共同法人の設立、加工・販売分野への進出等)がより容易となるよう、農業生産法人についての構成員資格の特例を創設したところである。

1 農業生産法人（株式会社形態）を設立（農地法改正 平成13年3月施行）

この場合、一般企業の議決権はトータルで1/4以下、1社当たり1/10以下に制限。

※ 平成15年8月現在、株式会社形態の農業生産法人は56社。うち過半（23社）は食品・飲料メーカー、建設・運輸・観光業者等 農業外部からの参入。

※ 株式会社形態の農業生産法人数

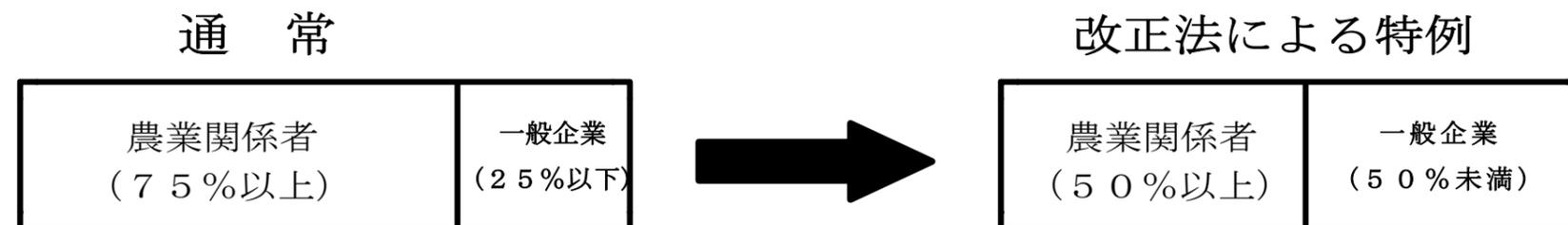
平成13年6月	平成14年7月	平成15年2月	平成15年8月
6	27	42	56

2 特区で農業参入（平成15年4月施行）

この場合、一般企業が農地を賃借して、直接、農業経営を行うことが可能。（議決権制限等なし。）

3 改正農業経営基盤強化促進法（先の通常国会で法案成立）による特例の活用

この場合、農業経営改善計画について市町村の認定を受けた農業生産法人については、一般企業は5割未満まで出資可能。



※ 一般企業は全体の25%以下
1社当たり10%以下

※ 1社当たり10%以下の制限撤廃

③農協系統組織の改革

- 農協は、組合員である農業者に対して営農と生活に関わる各種サービスを総合的に提供する組織であるが、これまでの農協系統自身の改革において十分な成果が出ていない営農・経済事業を中心に農協改革を求める声が各方面から出ている。
- 「農協のあり方についての研究会」報告書(平成15年3月)を踏まえ、系統内では経済事業改革に取り組むとともに、行政としては農協と行政の関係の適正化、独禁法違反のチェック体制の強化等に取り組み、また、農協改革を促進するために必要な制度改革について検討(次期通常国会提出予定)している。

○ 農協の主な事業

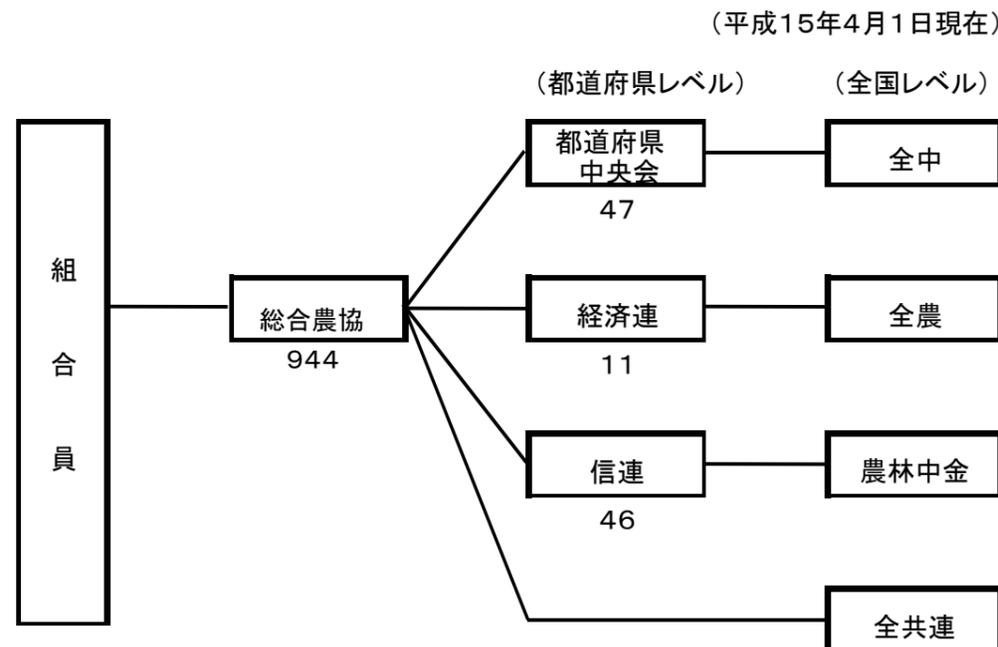
営農・経済事業	組合員の農業経営及び技術向上を図るための指導、組合員の生産する物資の販売、組合員の事業又は生活に必要な物資の供給
信用事業	資金の貸付、貯金又は定期積金の受入等
共済事業	生命共済、火災・建物更生共済、自動車共済等
福祉事業	組合員の介護活動等の支援

○ 農協の生産資材購買事業に期待すること(複数回答)

経営規模	回答者数	価格の引下げ	品揃えの充実	利便性の向上*	メーカーとの商品開発連携	営農指導との連携強化
1 ha 未満	980 人	61.6%	20.3%	24.2%	3.7%	25.4%
1 ~ 3 ha	671	69.4	20.3	20.6	8.2	30.7
3 ~ 10ha	126	80.2	23.0	20.6	11.1	30.2
10ha 以上	18	94.4	16.7	22.2	33.3	22.2

資料：農林水産省大臣官房情報課「農業生産資材等に関する意向調査」(平成15年11月)

○ 農協系統の組織図



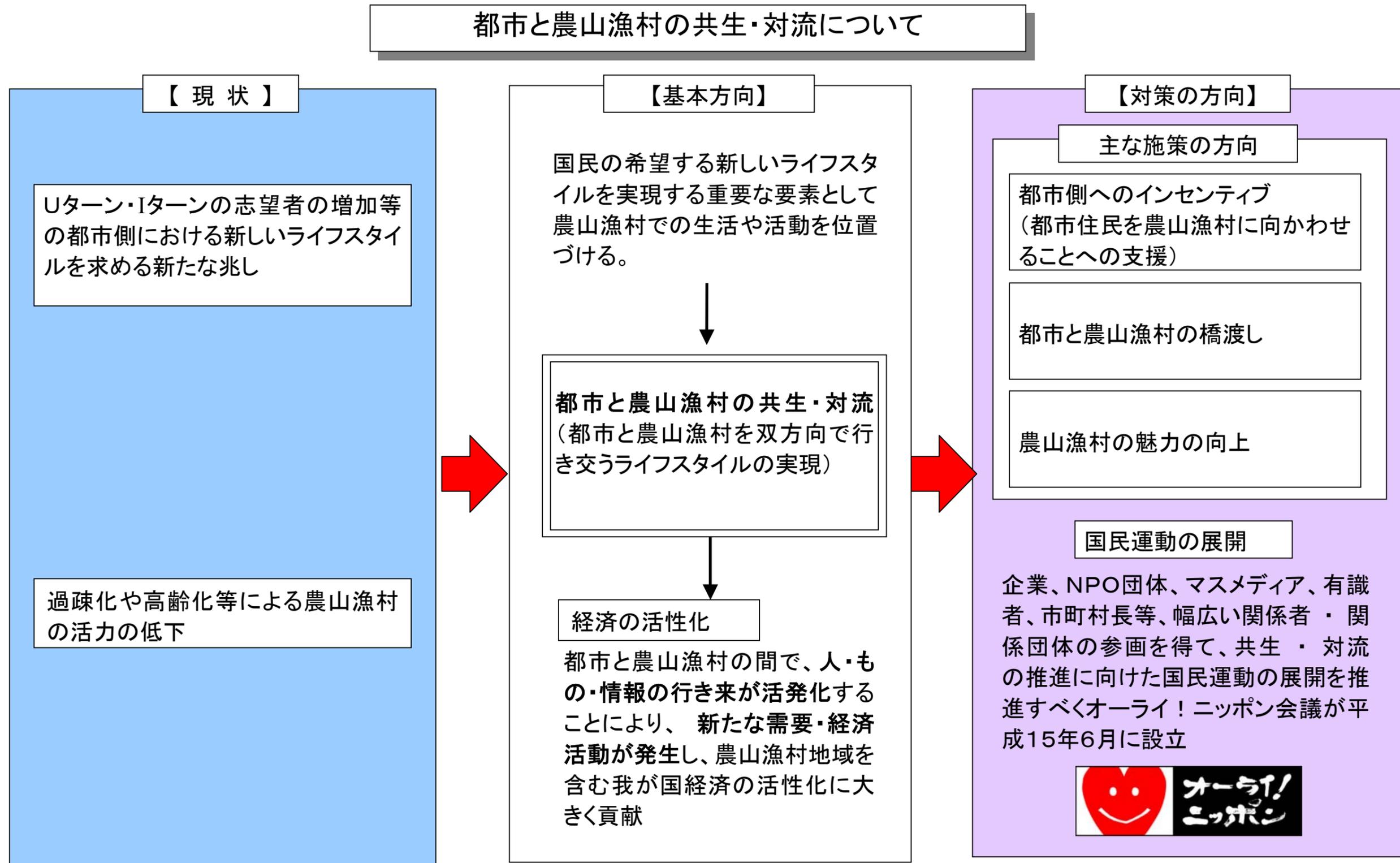
資料：総合農協数は、全中「JA合併推進情報」

○ 「農協のあり方についての研究会」報告書(平成15年3月)に基づく農協改革の取組

- 経済事業改革指針を策定(12月)
 - ・ JAグループが一体となってJAブランドの確立や生産資材コストの削減等に取り組めるよう、指針に基づき全中が中心となって指導。
- 全農事業改革構想を策定(7月)
 - ・ 事業の広域化による物流コストの削減や全国・県本部の重複業務の解消による事業の合理化・効率化
- 農協と行政の関係の適正化を図るため、補助金等について検証(8月)
 - ・ 16年度以降、新規の補助金については、交付先を農協系統に限定しない。
- 独禁法違反のチェック体制を強化(10月)
 - ・ 農協系統に対する指導監督指針である事務ガイドラインにおいて、厳格な指導の必要性を明記
- 農協改革を促進するために必要な制度改革について検討(次期通常国会提出予定)(3月)
 - ・ 全中の「経済事業改革指針」の位置づけ
 - ・ 一層の経営情報の開示
 - ・ 共済事業の一層の健全性の確保と契約者保護の充実

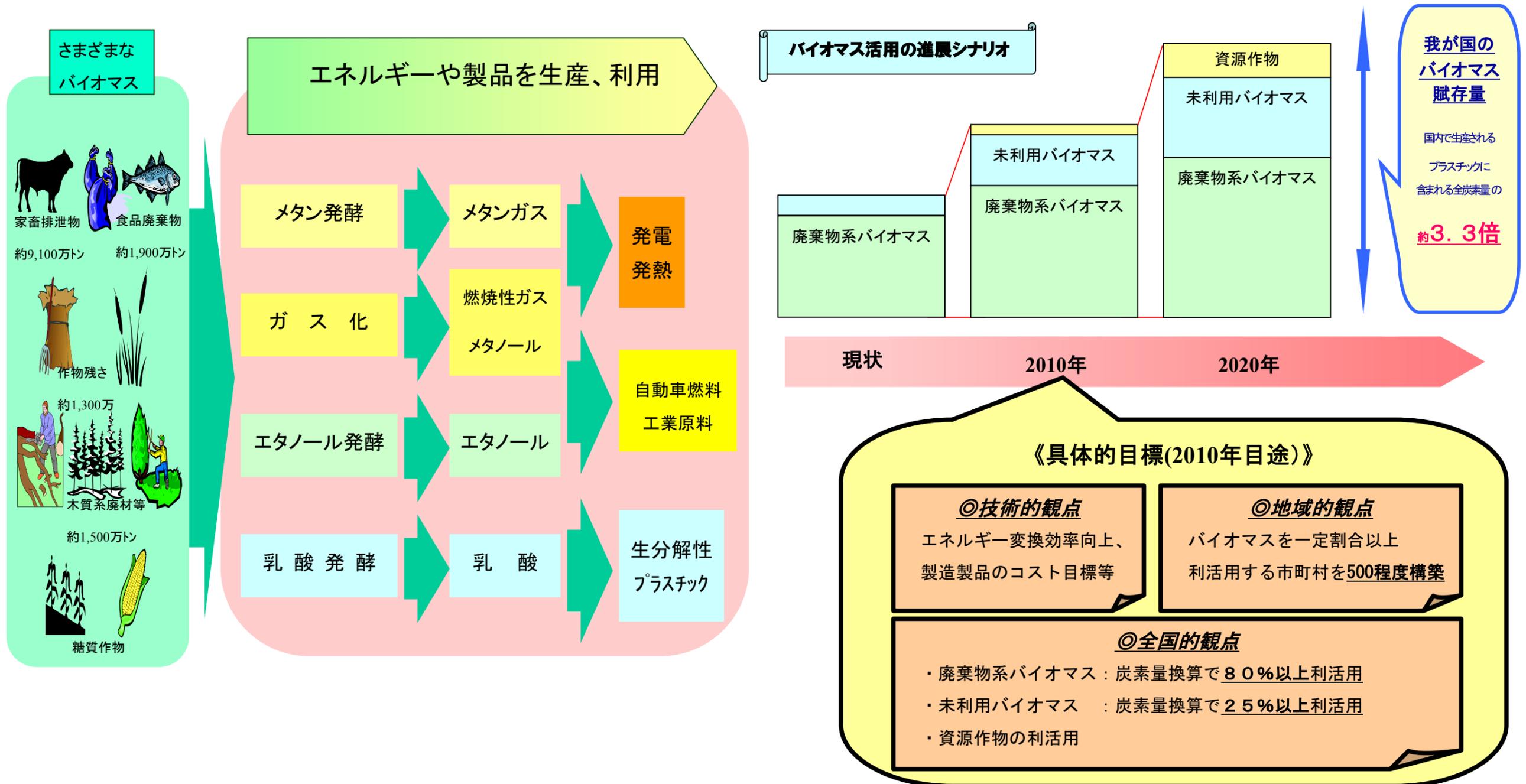
4) 都市と農山漁村の共生・対流の推進

- 都市と農山漁村の共生・対流、農山漁村での生活や活動をベースとした新たなライフスタイルを大きな流れとしていくため、①都市側、②農山漁村側、③都市と農山漁村のつながりのそれぞれの側面で施策を展開している。



(5) バイオマス・ニッポン総合戦略

- 平成14年12月、バイオマス(再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの)の最大限の利活用に向け、78の具体的行動計画を盛り込んだ「バイオマス・ニッポン総合戦略」を閣議決定した。
- バイオマス由来のプラスチックを利用した食器やトレーについて、農林水産省食堂における導入実験を行っている。



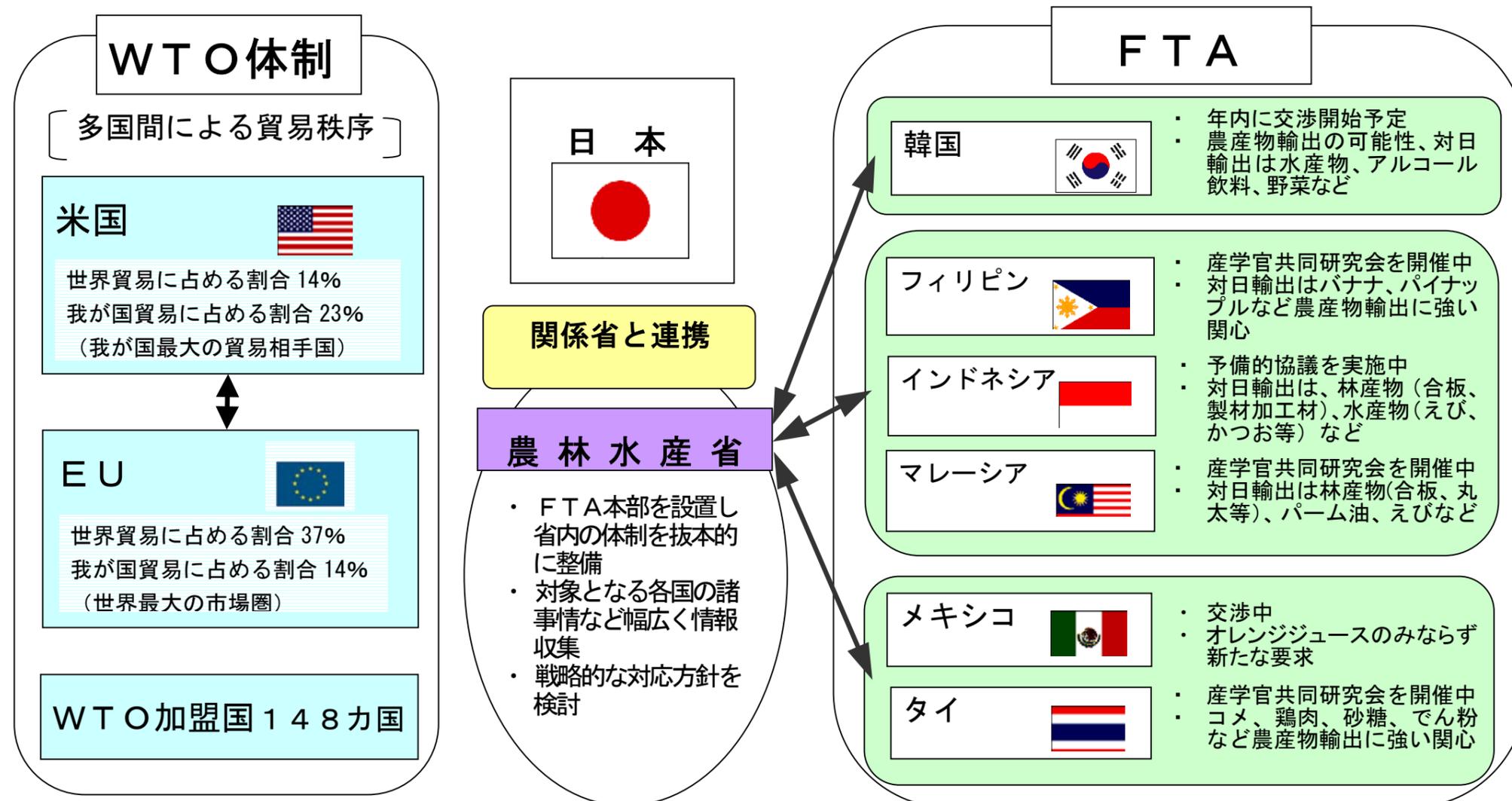
3. 世界の農産物貿易ルール交渉

(1) WTO農業交渉とFTA

○ 我が国は、多様な農業の共存が可能となる貿易ルールの確立を目指し、WTO交渉を展開している。また、WTOを補完するものとして、メキシコやアジア諸国とのFTAを含む経済連携に向けた交渉・議論を進めているところである。

農林水産省におけるFTA交渉に向けた取組みの強化

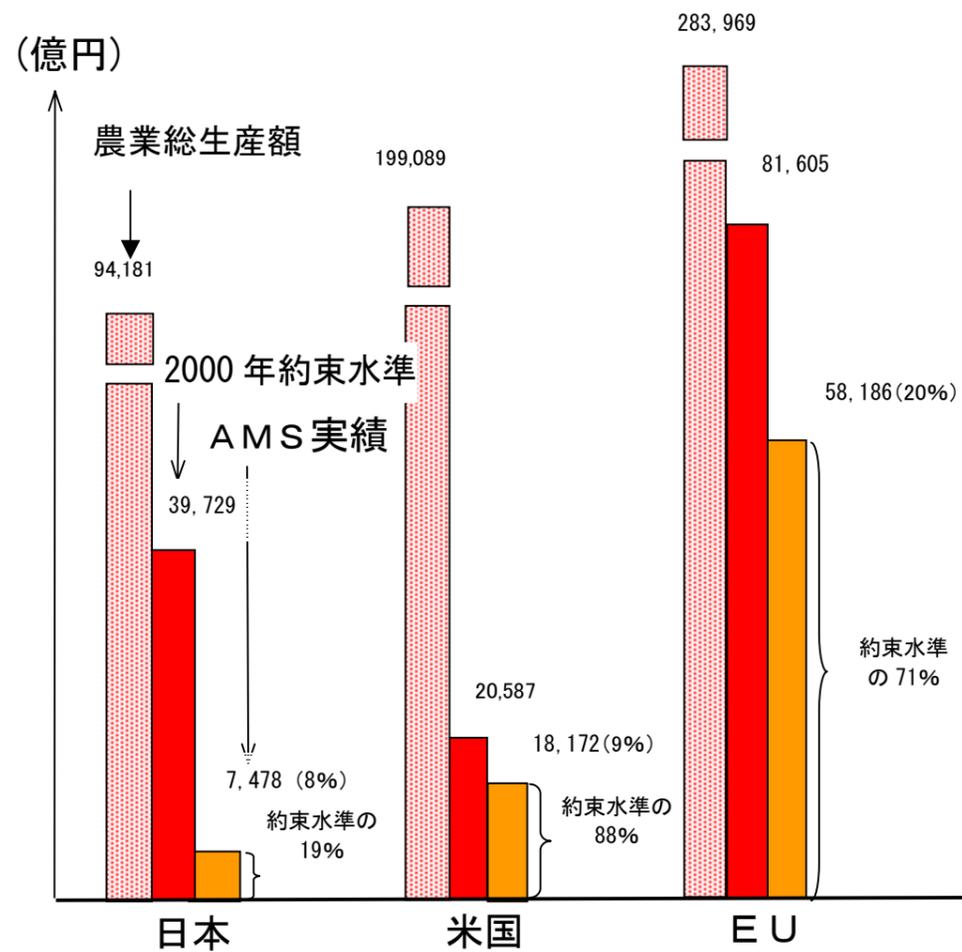
◇WTOに併せFTAについても積極的かつ戦略的に対応◇



(2) 我が国の農業改革と農業貿易交渉

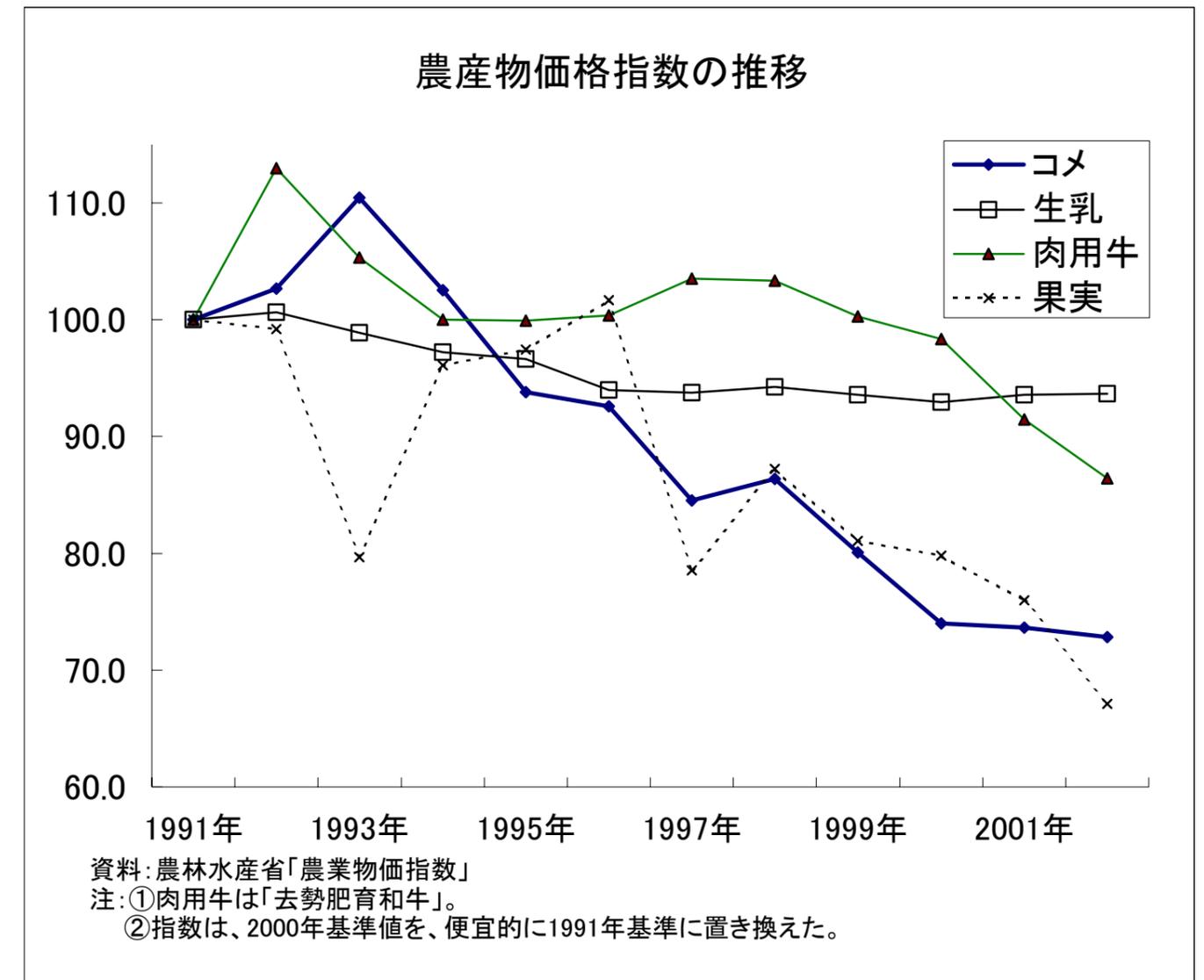
- WTO農業交渉やFTAの議論に際しては、農業の構造改革の努力を前提。また、この構造改革の速度に合わせた交渉を行うことが重要。
- 我が国は、UR農業合意に基づき、農産物の関税を平均36%削減。
- コメ政策の見直しやWTO農業協定の方向に即して農政改革の努力を進めてきた結果、助成合計量(AMS)は約束水準の19%まで低下。
- 農政改革の進展の中、農産物価格が低下し、消費者に裨益、その一方で、農家の出荷額は減少。特に、コメの価格はこの10年間で3割以上低下。

○ AMS水準の各国比較



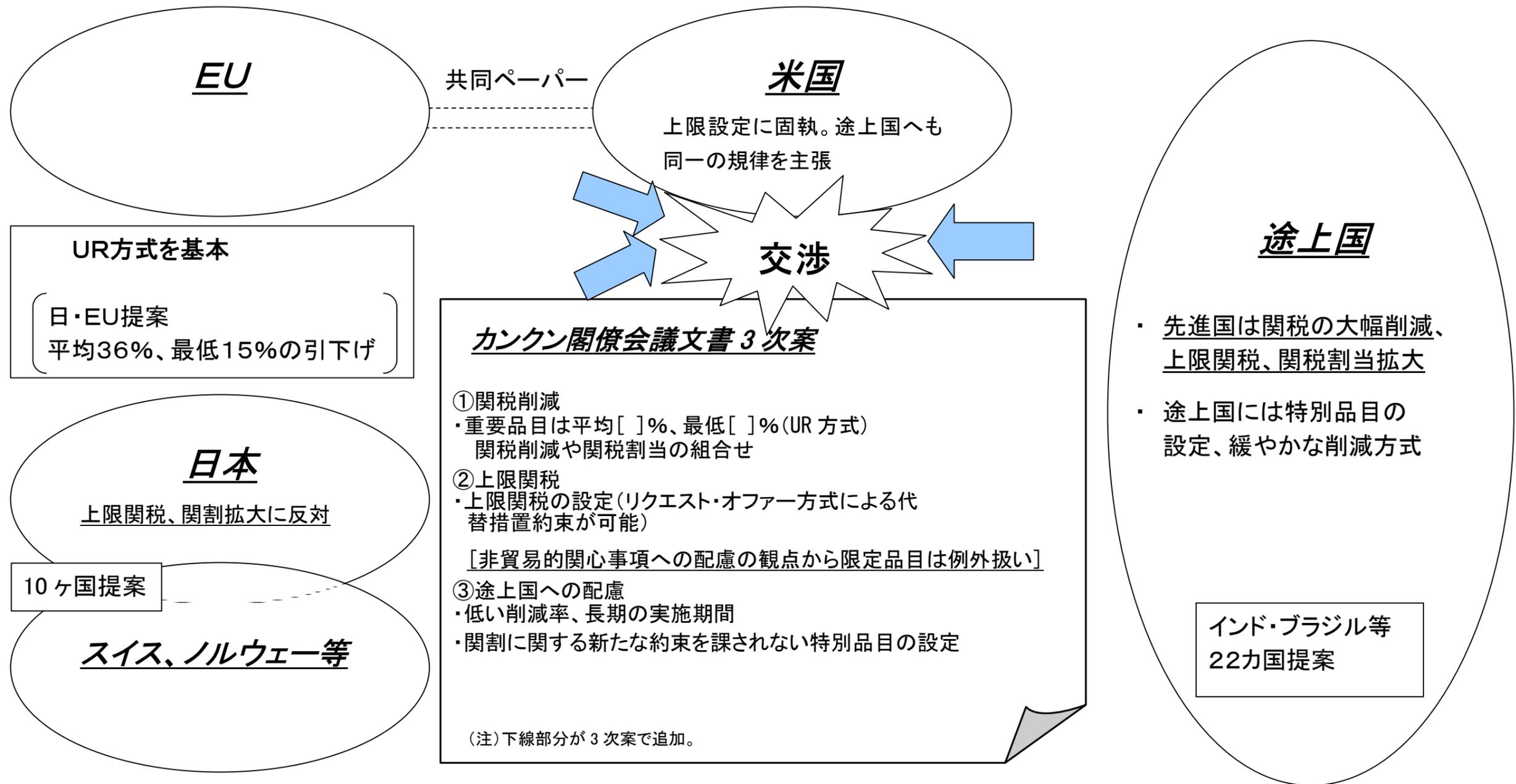
注: () 内の数値は農業総生産額に占める割合
 助成合計量(AMS): 価格支持相当額+削減対象補助金額

○ 農産物価格指数の推移



(3)WTO農業交渉に際しての各国の対立(市場アクセス)

- カンクン閣僚会議前に提示された文書案は、重要品目について、UR方式を採用するものの、関税割当拡大も例示。更に、上限関税を設定。上限まで削減しないときは、関割を含みうるリクエスト・オファーにより、追加的市場アクセスを確保。
- 閣僚会議において、我が国は、立場を同じくする10ヶ国で共同提案を行い、その結果、3次案において上限関税について、カッコ書きで、非貿易的関心事項への配慮の観点から限られた品目を例外扱いする旨の記述が追加。我が国としては、今後とも、「多様な農業の共存」を基本理念として、非貿易的関心事項の適切な反映等を内容とする我が国提案の基本的な考え方に即して、新しい貿易ルールを確立することができるよう、積極的に交渉に貢献していく考え。
- 閣僚会議では、シンガポール・イシュー(投資の分野等)を中心に、途上国、先進国間の立場の違いが埋まらず、合意が得られないまま終了。今後、12月15日までに一般理事会において今後の進め方について議論する予定。



(4) FTAの議論に際しての基本的考え方

- 世界的に FTA の数が増える中で、我が国は、14 年 1 月、シンガポールとの FTA に署名した。メキシコをはじめとする各国と、FTA を含む経済連携に向けた交渉・議論を行っている。
- FTA交渉を進めるに当たって、農林水産分野については、我が国の食料安全保障に十分配慮するとともに、我が国農林水産業において進めている構造改革の進展具合を念頭に置きながら推進していくことが必要である。

○ FTAをめぐる各国との状況

相手国	事前検討	産学官共同研究会	政府間交渉
韓国	H13年 3月～H14年 1月 (ビジネスフォーラム)	H14年 7月～H15年10月	H15年内に開始予定
フィリピン	H14年10月～H15年 7月 (作業部会)	H15年 9月～ (合同調整チーム)	
インドネシア	H15年 9月～ (政府間の予備的協議)		
マレーシア	H15年 5月～H15年 7月 (作業部会)	H15年 9月～	
メキシコ	H11年 2月～H12年 4月 (JETRO・商工省)	H13年 9月～H14年 7月	H14年 11月～
タイ	H14年 9月～H15年 5月 (作業部会)	H15年 7月～ (タスクフォース)	

協定締結

